

第4回尼崎市議会定例会市長提出予定案件

1 議案の数及び名称

(1) 議案の数

種 別	報 告	予 算	条 例	その他	計
件 数	1	21	18	7	47

(2) 議案の名称

<報告>

報告第 1号 専決処分について（令和7年度尼崎市一般会計補正予算 … 7
(第5号))

<予算>

(令和8年度当初予算)

議案第 1号 令和8年度尼崎市一般会計予算 … 9

議案第 2号 令和8年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費予算 … 9

議案第 3号 令和8年度尼崎市特別会計地方卸売市場事業費予算 … 9

議案第 4号 令和8年度尼崎市特別会計育英事業費予算 … 9

議案第 5号 令和8年度尼崎市特別会計公共用地先行取得事業費予算 … 9

議案第 6号 令和8年度尼崎市特別会計公害病認定患者救済事業費予算 … 9

議案第 7号 令和8年度尼崎市特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費予算 … 9

議案第 8号 令和8年度尼崎市特別会計介護保険事業費予算 … 9

議案第 9号 令和8年度尼崎市特別会計後期高齢者医療事業費予算 … 9

議案第10号 令和8年度尼崎市水道事業会計予算 … 9

議案第11号 令和8年度尼崎市工業用水道事業会計予算 … 9

議案第12号 令和8年度尼崎市下水道事業会計予算 … 9

議案第13号 令和8年度尼崎市モーターボート競走事業会計予算 … 9

(令和7年度補正予算)

議案第14号 令和7年度尼崎市一般会計補正予算(第6号) … 11

議案第 15 号	令和 7 年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費補正予算 (第 3 号)	… 11
議案第 16 号	令和 7 年度尼崎市特別会計育英事業費補正予算 (第 1 号)	… 11
議案第 17 号	令和 7 年度尼崎市特別会計介護保険事業費補正予算 (第 2 号)	… 11
議案第 18 号	令和 7 年度尼崎市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算 (第 3 号)	… 11
議案第 19 号	令和 7 年度尼崎市水道事業会計補正予算 (第 1 号)	… 11
議案第 20 号	令和 7 年度尼崎市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)	… 11
議案第 21 号	令和 7 年度尼崎市モーター艇競走事業会計補正予算 (第 1 号)	… 11
<条例>		
議案第 22 号	尼崎市市税条例の一部を改正する条例について	… 17
議案第 23 号	尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について	… 19
議案第 24 号	尼崎市事務分掌条例の一部を改正する条例について	… 21
議案第 25 号	尼崎市行政手続条例の一部を改正する条例について	… 23
議案第 26 号	育児部分休暇制度を創設するための関係条例の整備に関する条例について	… 27
議案第 27 号	尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	… 35
議案第 28 号	市長及び副市長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	… 39
議案第 29 号	尼崎市職員の給与に関する条例及び尼崎市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	… 41
議案第 30 号	尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について	… 45
議案第 31 号	尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例について	… 49
議案第 32 号	尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	… 53
議案第 33 号	尼崎市立尼崎アウトドアフィールドの設置及び管理に関する条例について	… 57
議案第 34 号	子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	… 59

議案第 35 号	尼崎市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例について	… 69
議案第 36 号	尼崎市犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例について	… 71
議案第 37 号	尼崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例について	… 79
議案第 38 号	尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について	… 81
議案第 39 号 ＜その他＞	尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例について	… 83
議案第 40 号	工事請負契約の変更について（本庁舎北館受変電設備改修工事）	… 87
議案第 41 号	包括外部監査契約の締結について	… 89
議案第 42 号	指定管理者の指定について（総合老人福祉センター）	… 91
議案第 43 号	児童自立支援施設に係る事務の委託に関する協議について	… 93
議案第 44 号	株式の譲渡について	… 95
議案第 45 号	市有地の売払いについて	… 97
議案第 46 号	訴えの提起について（建物明渡し等請求事件及び保証債務履行請求事件）	… 99

2 その他の報告

(1) 議会の指定に基づく専決処分

- ・ 和解及び損害賠償の額の決定

交通事故	1 件	2 9 7 , 0 0 0 円
その他の事故	3 件	4 6 2 , 5 4 6 円

- ・ 工事又は製造の請負契約の変更契約の締結

工事	4 件
----	-----

3 追加提出予定案件

<人事>

- ・ 尼崎市教育委員会委員の任命
- ・ 尼崎市監査委員の選任
- ・ 尼崎市固定資産評価審査委員会の委員の選任

第4回尼崎市議会定例会
議案説明資料

<令和8年2月定例会>

種 別	報告	番 号	報告第1号	所 管	選挙管理委員会事務局				
件 名	専決処分について（令和7年度尼崎市一般会計補正予算（第5号））								
内 容									
1 専決理由	衆議院議員総選挙が執行されることに伴い、予算を増額するにあたり、予算の補正が必要となったが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したもの。								
2 専決処分日	令和8年1月20日								
3 補正予算の規模	(単位：千円)								
現在予算額	補正予算額	補正後予算額							
252,950,888	187,314	253,138,202							
4 歳入歳出補正予算額	(単位：千円)								
歳 入	歳 出								
款	補正予算額	款	補正予算額						
県支出金	186,059	総務費	187,314						
繰入金	1,255								
合 計	187,314	合 計	187,314						
5 事業概要									
○ 総務費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衆議院議員総選挙執行関係事業費 187,314千円 衆議院議員総選挙の実施経費 								

<令和8年2月定例会>

種 別	予算	番 号	議案第1号～第13号	所 管	各事業所管課					
件 名	令和8年度 当初予算									
内 容										
(単位 : 千円)										
区 分			当 初 予 算 額		前 年 度 比					
一 般 会 計			2 4 7 , 2 1 0 , 0 0 0	1 0 2 . 0 %						
特 别 会 計			1 0 5 , 9 7 3 , 9 2 3	1 0 2 . 4 %						
国民健康保険事業費			4 3 , 8 1 1 , 2 0 7	1 0 1 . 4 %						
地方卸売市場事業費			3 9 1 , 3 4 3	1 0 6 . 6 %						
育英事業費			2 1 , 1 2 4	1 1 0 . 0 %						
公共用地先行取得事業費			8 0 1	6 6 . 1 %						
公害病認定患者救済事業費			3 1 , 0 3 0	1 2 9 . 0 %						
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費			2 3 , 8 9 5	1 0 8 . 0 %						
介護保険事業費			5 2 , 8 9 8 , 2 5 4	1 0 2 . 1 %						
後期高齢者医療事業費			8 , 7 9 6 , 2 6 9	1 0 9 . 5 %						
企 業 会 計			1 1 1 , 5 0 4 , 2 7 6	1 1 5 . 7 %						
水道事業			1 4 , 2 3 4 , 2 6 5	1 1 7 . 9 %						
工業用水道事業			3 , 4 6 5 , 2 3 3	1 2 0 . 8 %						
下水道事業			2 3 , 0 7 8 , 4 1 0	1 0 9 . 0 %						
モーターボート競走事業			7 0 , 7 2 6 , 3 6 8	1 1 7 . 3 %						
合 计			4 6 4 , 6 8 8 , 1 9 9	1 0 5 . 0 %						

<令和8年2月定例会>

種 別	予算	番 号	議案第14号～第21号	所 管	各事業所管課					
件 名	令和7年度 補正予算									
内 容										
(単位 : 千円)										
区 分		補正予算額								
一 般 会 計 (第6号)		$\triangle 1,020,630$								
特 別 会 計										
国民健康保険事業費 (第3号)		1,136,633								
育英事業費 (第1号)		3,500								
介護保険事業費 (第2号)		$\triangle 46,278$								
後期高齢者医療事業費 (第3号)		221,771								
企 業 会 計										
水道事業 (第1号)		—								
下水道事業 (第1号)		50,000								
モーターポート競走事業 (第1号)		4,137,425								

※ 水道事業 (第1号) は債務負担行為の補正

令和7年度 2月補正の概要

○ 一般会計補正予算（補正6号）

（補正予算の内容）

現在予算額と比べ、歳入においては地方交付税などが増となり、歳出においては執行差金などにより減となる一方で、令和7年度に過大受入となっている国庫補助金や市税などに係る還付等見込額を年度間調整として財政調整基金に積み立てた結果、収支が19億円改善した。

なお、今回生じた収支剰余により、市債を19億円早期償還する。

（歳入の主なもの）

① 地方交付税の増	20.4 億円
② 市税の増	8.5 億円
③ 地方消費税交付金の増	5.0 億円
④ 国庫支出金の減（歳出の④⑤⑥と連動）	△ 1.6 億円
⑤ 県支出金の減（歳出の⑥と連動）	△ 4.8 億円
⑥ 市債の減（歳出の④⑥と連動）	△ 34.8 億円

（歳出の主なもの）

① 財政調整基金積立金の増	12.1 億円
② 税外収入還付金の増	10.1 億円
③ 減債基金積立金の増	5.5 億円
④ 小・中学校施設整備事業費の減	△ 15.8 億円
⑤ 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を受けた事業費の増	9.7 億円
⑥ 投資的経費、経常経費の執行差金などにより不用見込みとなる経費の減額補正	

※数値は全て表示単位未満を四捨五入で記載しているため、資料中において一致しない場合がある。

1 補正予算の規模

（単位：千円）

現在予算額	補正予算額	補正後予算額
253,138,202	△ 1,020,630	252,117,572

2 歳入歳出補正予算額

（単位：千円）

歳 入		歳 出	
款	補正予算額	款	補正予算額
市税	850,000	議会費	△ 10,932
配当割交付金	300,000	総務費	2,055,969
株式等譲渡所得割交付金	200,000	民生費	102,984
地方消費税交付金	500,000	衛生費	△ 63,069
地方交付税	2,035,442	農林水産業費	△ 2,568
使用料及び手数料	11,323	商工費	△ 762,997
国庫支出金	△ 157,569	土木費	△ 479,081
県支出金	△ 478,254	消防費	△ 180,227
財産収入	173,654	教育費	△ 1,963,575
寄付金	153,415	公債費	△ 77,134
繰入金	△ 137,785	諸支出金	360,000
諸収入	△ 988,556		
市債	△ 3,482,300		
合 計	△ 1,020,630	合 計	△ 1,020,630

3 主な事業（1億円以上の増減のあるもの）

(単位：千円)

No.	事 項	補 正 額
1	財政調整基金積立金	1,206,318
2	税外収入還付金	1,010,000
3	減債基金積立金	549,558
4	障害者（児）自立支援事業費	544,376
5	施設型給付費	418,407
6	水道事業会計補助金	360,000
7	下水道事業会計補助金	320,000
8	法人保育施設等特別保育事業等補助金	122,533
9	一般廃棄物処理施設整備等基金積立金	120,499
10	信用保証料補助金関係事業費	120,000
11	市営住宅維持整備事業費	△ 117,637
12	有料公園施設整備事業費	△ 124,773
13	電子計算関係事業費	△ 133,726
14	介護保険事業費会計繰出金	△ 148,975
15	抽水場整備事業費	△ 156,936
16	常光寺難波線道路整備事業費	△ 175,341
17	教育 I C T 環境整備事業費	△ 240,052
18	定額減税調整給付関係事業費	△ 410,610
19	中学校施設整備事業費	△ 424,973
20	地域介護・福祉空間整備等事業費	△ 465,487
21	S D G s 「あま咲きコイン」推進事業費	△ 900,000
22	小学校施設整備事業費	△ 1,156,962

4 繰越明許費の補正

(追 加)		(単位 : 千円)
No.	事 業 名	金 額
1	本庁舎等整備事業	5,841
2	公共施設マネジメント推進事業	849
3	戸籍住民基本台帳事務等関係事業	28,842
4	コンビニ交付等市民窓口改善事業	1,078
5	障害者福祉総合システム等運用事業	83,282
6	福祉施設等物価高騰対策支援事業	36,003
7	老人福祉工場施設整備事業	6,941
8	福祉施設等物価高騰対策支援事業	78,095
9	福祉施設等物価高騰対策支援事業	7,156
10	子ども・子育て支援制度システム運用事業	27,008
11	保育環境改善事業	169,588
12	福祉施設等物価高騰対策支援事業	2,500
13	青少年いこいの家施設整備事業	26,500
14	保健所維持管理事業	43,930
15	信用保証料補助金関係事業	120,000
16	下水道事業会計補助金	320,000
17	道路橋りょう維持管理事業	90,689
18	道路橋りょう新設改良事業	213,632
19	居心地よく歩きたくなる駅前空間創出事業	91,776
20	(仮称) 武庫川周辺阪急新駅関係事業	47,349
21	庄下川都市基盤河川改修事業	80,000
22	(仮称) 武庫川周辺阪急新駅関係事業	39,000
23	空家対策推進事業	15,000
24	園田豊中線道路整備事業	96,451
25	高等学校施設整備事業	45,799
26	水道事業会計補助金	360,000
合 計		2,037,309

(変更)

(単位：千円)

No.	事業名	金額
1	公園整備事業	(補正前) 124,371
		(補正額) 78,035
		(補正後) 202,406
2	小田南公園関係事業	(補正前) 82,208
		(補正額) 58,182
		(補正後) 140,390

5 債務負担行為の補正

(変更)

(単位：千円)

No.	事項	補正額
1	小学校施設整備事業	(補正前) 5,400,000
		(補正額) 2,000,000
		(補正後) 7,400,000

6 市債の補正

(追加)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業公園整備事業費	1,500	普通貸借又は証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	5.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後ににおいては、当該見直し後の利率)	借り入れの日から据置期間を含め30年以内に半年賦元金均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上げ償還を行い、償還年限を短縮し、又は利率を高めないで借換えることができるものとし、借り入れ先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	補正前	補正後
生涯学習プラザ等整備事業費	限度額 43,200	限度額 48,700
道路等整備事業費	限度額 1,377,500	限度額 1,381,300

○ 特別会計補正予算（4会計）

1,315,626 千円

1 国民健康保険事業費（補正3号）

1,136,633 千円
(単位：千円)

No.	事 項	補 正 額
1	高額療養費	649,225
2	療養諸費	327,524
3	諸費	208,996
4	基金積立金	1,105
5	給付諸費	500
6	総務管理費	△ 50,717

2 育英事業費（補正1号）

3,500 千円
(単位：千円)

No.	事 項	補 正 額
1	基金積立金	3,500

3 介護保険事業費（補正2号）

△ 46,278 千円
(単位：千円)

No.	事 項	補 正 額
1	諸費	450,913
2	基金積立金	168,471
3	高額介護サービス費	55,309
4	地域支援事業費	47,614
5	総務管理費	△ 63,613
6	介護サービス等諸費	△ 704,972

4 後期高齢者医療事業費（補正3号）

221,771 千円
(単位：千円)

No.	事 項	補 正 額
1	後期高齢者医療広域連合納付金	261,410
2	総務管理費	△ 39,639

○ 企業会計補正予算（3会計）

4,187,425 千円

1 水道事業会計（補正1号）

(追 加) 千円
(単位：千円)

No.	事 項	期 間	限 度 額
1	水道料金等減免対応に伴うシステム改修業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	9,900

2 下水道事業会計（補正1号）

50,000 千円
(単位：千円)

No.	事 業 名	補 正 額
1	建設改良費	50,000

3 モーターボート競走事業会計（補正1号）

4,137,425 千円
(単位：千円)

No.	事 業 名	補 正 額
1	開催費	4,137,425

<令和8年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第22号	所 管	税務管理課
件 名	尼崎市市税条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1 改正理由	地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）の制定に伴い、公示送達制度の見直しが行われるため、所要の整備を行うもの。				
2 改正内容	公示送達について、公示事項（送達すべき書類の名称、送達を受けるべき者の氏名等）が記載された書面を市の掲示場に掲示することとしているところ、公示事項をインターネット上で不特定多数の者が閲覧できる状態とともに、公示事項が記載された書面を市の掲示場に掲示し、又は公示事項を市に設置した電子計算機で閲覧できる状態とすることに変更する。				
3 施行期日	地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日				

尼崎市市税条例

改正後	現 行
(公示送達) <p>第12条 法第20条の2第1項の規定による公示送達は、<u>送達すべき書類を特定するため必要な情報、その送達を受けるべき者の氏名及び市長が当該書類を保管し、いつでも当該者に交付する旨</u>（以下この条において「公示事項」という。）を<u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。）</u>で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、<u>公示事項が記載された書面を尼崎市公告式条例（昭和25年尼崎市条例第60号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもの</u>の閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行うものとする。</p>	(公示送達) <p>第12条 法第20条の2の規定による公示送達は、尼崎市公告式条例（昭和25年尼崎市条例第60号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行なう。</p>
(所得割の課税標準) <p>第19条</p> <p>11 前年分の所得税につき納税義務を負わない所得割の納税義務者について、前年中の所得税法第57条の2第2項に規定する特定支出の額の合計額が同法第28条第2項に規定する給与所得控除額の2分の1に相当する金額を超える場合には、この項の規定の適用を受ける旨及び当該特定支出の額の合計額を記載した第26条第1項の申告書が、当該特定支出に関する明細書その他の省令で定める必要な書類を添付して提出されているときに限り、同法第57条の2第1項の規定の例により、当該納税義務者の給与所得の計算上当該超える部分の金額を控除する。</p>	(所得割の課税標準) <p>第19条</p> <p>11 前年分の所得税につき納税義務を負わない所得割の納税義務者について、前年中の所得税法第57条の2第2項に規定する特定支出の額の合計額が同法第28条第2項に規定する給与所得控除額の2分の1に相当する金額を超える場合には、この項の規定の適用を受ける旨及び当該特定支出の額の合計額を記載した第26条第1項の申告書が、当該特定支出に関する明細書その他の<u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。）</u>で定める必要な書類を添付して提出されているときに限り、同法第57条の2第1項の規定の例により、当該納税義務者の給与所得の計算上当該超える部分の金額を控除する。</p>

<令和8年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第23号	所 管	行政管理課																			
件 名	尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について																							
内 容																								
1 改正理由	事務事業の執行体制の整備等により、職員定数の増減を行うため、所要の整備を行うもの。																							
2 改正内容	第2条第1項の職員の定数を次の表のとおり改める。																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部局</th> <th>改正</th> <th>現行</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長の事務部局の職員 〔うち社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第1項に規定する福祉に関する事務所の職員〕</td> <td>2,050 [235]</td> <td>2,041 [234]</td> <td>+9 [+1]</td> </tr> <tr> <td>教育委員会及びその所管に属する学校その他の教育機関の事務部局の職員</td> <td>252</td> <td>253</td> <td>△1</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の所管に属する学校の校長及び教員</td> <td>206</td> <td>213</td> <td>△7</td> </tr> <tr> <td>消防部局の職員（消防職員）</td> <td>469</td> <td>467</td> <td>+2</td> </tr> </tbody> </table>					部局	改正	現行	増減	市長の事務部局の職員 〔うち社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第1項に規定する福祉に関する事務所の職員〕	2,050 [235]	2,041 [234]	+9 [+1]	教育委員会及びその所管に属する学校その他の教育機関の事務部局の職員	252	253	△1	教育委員会の所管に属する学校の校長及び教員	206	213	△7	消防部局の職員（消防職員）	469	467	+2
部局	改正	現行	増減																					
市長の事務部局の職員 〔うち社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第1項に規定する福祉に関する事務所の職員〕	2,050 [235]	2,041 [234]	+9 [+1]																					
教育委員会及びその所管に属する学校その他の教育機関の事務部局の職員	252	253	△1																					
教育委員会の所管に属する学校の校長及び教員	206	213	△7																					
消防部局の職員（消防職員）	469	467	+2																					
(参考)																								
その他改正を行わない部局		295	295	0																				
条例定数の総数		3,272	3,269	+3																				
3 職員定数増減(+3)の主な内訳	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>市長事務部局 (+9)</td> <td>・窓口DXの推進に係る体制整備 (+2) ・こども誰でも通園制度対応に係る体制強化 (+2) ・マナー向上推進事業に係る体制強化 (+1) ・市制110周年記念事業の実施に向けた体制整備 (+1) ・国勢調査・統計担当（課）の廃止に伴う減（△4）など</td> </tr> <tr> <td>うち福祉事務所 (+1)</td> <td>・南北保健福祉センターDX推進に係る体制強化 (+1)</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務部局 (△1)</td> <td>・体育館空調の整備に係る体制強化 (+2) ・校務員業務及び学校調理業務の見直しに伴う減（△4）など</td> </tr> <tr> <td>学校 (△7)</td> <td>・長洲幼稚園の休園等に伴う減（△7）</td> </tr> <tr> <td>消防部局 (+2)</td> <td>・防火・救急指導の体制強化 (+2)</td> </tr> </tbody> </table>					市長事務部局 (+9)	・窓口DXの推進に係る体制整備 (+2) ・こども誰でも通園制度対応に係る体制強化 (+2) ・マナー向上推進事業に係る体制強化 (+1) ・市制110周年記念事業の実施に向けた体制整備 (+1) ・国勢調査・統計担当（課）の廃止に伴う減（△4）など	うち福祉事務所 (+1)	・南北保健福祉センターDX推進に係る体制強化 (+1)	教育委員会事務部局 (△1)	・体育館空調の整備に係る体制強化 (+2) ・校務員業務及び学校調理業務の見直しに伴う減（△4）など	学校 (△7)	・長洲幼稚園の休園等に伴う減（△7）	消防部局 (+2)	・防火・救急指導の体制強化 (+2)									
市長事務部局 (+9)	・窓口DXの推進に係る体制整備 (+2) ・こども誰でも通園制度対応に係る体制強化 (+2) ・マナー向上推進事業に係る体制強化 (+1) ・市制110周年記念事業の実施に向けた体制整備 (+1) ・国勢調査・統計担当（課）の廃止に伴う減（△4）など																							
うち福祉事務所 (+1)	・南北保健福祉センターDX推進に係る体制強化 (+1)																							
教育委員会事務部局 (△1)	・体育館空調の整備に係る体制強化 (+2) ・校務員業務及び学校調理業務の見直しに伴う減（△4）など																							
学校 (△7)	・長洲幼稚園の休園等に伴う減（△7）																							
消防部局 (+2)	・防火・救急指導の体制強化 (+2)																							
4 施行期日	令和8年4月1日																							

尼崎市職員定数条例

改正後	現 行
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>2, 050人</u> うち社会福祉法（昭和26年法律第4 5号）第14条第1項に規定する福祉に 関する事務所の職員 <u>235人</u></p> <p>(3) 教育委員会及びその所管に属する学校そ の他の教育機関の事務部局の職員 <u>252</u> 人</p> <p>(4) 教育委員会の所管に属する学校の校長及 び教員 <u>206人</u></p> <p>(9) 消防部局の職員 <u>消防職員 469人</u> 消防団員 1, 000人 計 <u>1, 469人</u></p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>2, 041人</u> うち社会福祉法（昭和26年法律第4 5号）第14条第1項に規定する福祉に 関する事務所の職員 <u>234人</u></p> <p>(3) 教育委員会及びその所管に属する学校そ の他の教育機関の事務部局の職員 <u>253</u> 人</p> <p>(4) 教育委員会の所管に属する学校の校長及 び教員 <u>213人</u></p> <p>(9) 消防部局の職員 <u>消防職員 467人</u> 消防団員 1, 000人 計 <u>1, 467人</u></p>

<令和8年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第24号	所 管	行政管理課
件 名	尼崎市事務分掌条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1 改正理由	主要事業や時宜に応じた行政課題に対して迅速・柔軟に対応できる組織体制の構築を行うため、規定の整備を行うもの。				
2 主な改正内容	<p>(1) DX、政策、財政・技術監理部門の集約及び企画財政局への改称 目まぐるしく変化する社会経済情勢に迅速に対応し、未来を見据えた政策を展開するにあたり、企画・立案の段階から、これまで以上に政策と財政を連動させた検討を行うとともに、市民が利便性を実感できるようあらゆる施策にDXの視点を取り入れていくため、DX推進部門（総務局）、政策部門（総合政策局）、財政部門・技術監理部門（資産統括局）を総合政策局へ集約し、企画財政局に名称変更を行うなど、これらに合わせた規定の整備を行う。</p> <p>(2) 地域協働局の新設（協働部門、文化・人権部門及び地域部門の独立） 地域と行政、行政内部の横断的な総合調整機能を強化し、地域力を高め、様々な地域課題に対応するため、総合政策局から協働部門、文化・人権部門及び地域部門を独立させた地域協働局を新設し、これらに合わせた規定の整備を行う。</p>				
3 施行期日	令和8年4月1日				

尼崎市事務分掌条例

改正後	現 行
(部局の設置及び分掌事務)	(部局の設置及び分掌事務)
第1条 略	第1条 略
秘書室	秘書室
<u>(削る)</u>	<u>(3) 国際交流に関する事項</u>
企画財政局	総合政策局
<u>(1) 議会に関する事項</u>	<u>(1) 議会に関する事項</u>
<u>(2) 市政の総合企画及び総合調整に関する事項</u>	<u>(2) 市政の総合企画及び総合調整に関する事項</u>
<u>(3) 予算その他財政に関する事項</u>	<u>(3) 文化に関する事項</u>
<u>(4) 情報に関する事項</u>	<u>(4) 協働のまちづくりに関する事項</u>
<u>(5) 公有財産に関する事項</u>	<u>(5) 男女共同参画に関する事項</u>
<u>(6) 検査に関する事項</u>	<u>(6) 広聴に関する事項</u>
<u>(削る)</u>	<u>(7) 人権啓発等及び国際化に関する事項</u>
地域協働局	資産統括局
<u>(1) 協働のまちづくりに関する事項</u>	<u>(1) 予算その他財政に関する事項</u>
<u>(2) 広聴に関する事項</u>	<u>(2) 公有財産に関する事項</u>
<u>(3) 文化に関する事項</u>	<u>(3) 検査に関する事項</u>
<u>(4) 男女共同参画に関する事項</u>	<u>(4) 市税に関する事項</u>
<u>(5) 人権啓発等及び国際化に関する事項</u>	
<u>(6) 国際交流に関する事項</u>	
総務局	総務局
<u>(4) 統計に関する事項</u>	<u>(4) 情報及び統計に関する事項</u>
<u>(7) 市税に関する事項</u>	
<u>(8) 略</u>	<u>(7) 略</u>

<令和8年2月定例会>

種別	条例	番号	議案第25号	所管	行政管理課
件名	尼崎市行政手続条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1 改正理由	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）の制定に伴い、行政手続上の不利益処分に伴う聴聞の通知等の方式が見直されるため、所要の整備を行うもの。				
2 改正内容	不利益処分の名宛人となるべき者の所在が不明な場合の行政手続上の不利益処分に伴う聴聞の通知や弁明の機会の付与の方式について、市の掲示場に掲示することとしているところ、インターネット上で不特定多数の者が閲覧できる状態とともに、市の掲示場に掲示し、又は市に設置した電子計算機で閲覧できる状態とすることに変更する。				
3 施行期日	令和8年5月21日				

尼崎市行政手続条例

改正後	現 行
(聴聞の通知の方式)	(聴聞の通知の方式)
第15条 略 (1) <u>予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項</u> (2) <u>予定される不利益処分の原因となる事実</u> (3) 聽聞の期日及び場所 (4) 聽聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地 3 市長等は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、 <u>公示の方法により第1項の規定による通知を行うことができる。</u>	第15条 略 (1) <u>当該不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項</u> (2) <u>当該不利益処分の原因となる事実</u> (3) <u>当該聴聞の期日及び場所</u> (4) <u>当該聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地</u> 3 市長等は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、 <u>第1項の規定による通知を、当該者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでも当該者に交付する旨を当該市長等の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知が当該者に到達したものとみなす。</u>
4 <u>前項の公示は、不利益処分の名宛人となるべき者（以下この項において「対象者」という。）の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに対象者に係る聴聞を行おうとする市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでも対象者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を市規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該市長等の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行うものとする。この場合においては、これらの措置を開始した日から2週間を経過したときに、第1項の規定による通知が対象者に到達したものとみなす。</u>	
(代理人)	(代理人)

<p>第16条 前条第1項の<u>規定による通知を受けた者</u>（<u>同条第4項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。</p>	<p>(続行期日の指定)</p>	<p>第16条 前条第1項の<u>通知を受けた者</u>（<u>同条第3項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。</p>
<p>第22条</p>	<p>2 前項の場合においては、<u>主宰者は</u>、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。</p>	<p>(続行期日の指定)</p>
<p>3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において<u>当事者</u>又は参加人の所在が判明しないときについて準用する。<u>この場合において、同条第3項中「市長等」とあるのは「第17条第1項に規定する主宰者」と、「第1項」とあるのは「第22条第2項本文」と、同条第4項中「前項」とあるのは「第22条第3項において読み替えて準用する前項」と、「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「次条第1項に規定する当事者又は第17条第2項に規定する参加人」と、「に、第1項」とあるのは「(同一の対象者に対する2回目以降の第22条第2項本文の規定による通知にあっては、当該日の翌日)に、同項本文」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(弁明の機会の付与の通知の方式)</p>	<p>2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。</p> <p>3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、<u>当事者</u>又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。<u>この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>第28条 略</p>	<p>(1) <u>予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項</u></p>	<p>(弁明の機会の付与の通知の方式)</p>
<p>(2) <u>予定される不利益処分の原因となる事実</u></p>	<p>(聴聞に関する手続の準用)</p>	<p>第28条 略</p>
<p>第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与に関する手続について準用する。この場合において、</p>	<p>第15条第3項中「第1項」とあるのは「第</p>	<p>(1) <u>当該不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項</u></p>
<p>(2) <u>当該不利益処分の原因となる事実</u></p>	<p>(聴聞に関する手続の準用)</p>	<p>(2) <u>当該不利益処分の原因となる事実</u></p>
<p>(聴聞に関する手續の準用)</p>	<p>第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び</p>	<p>第15条第3項の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び</p>

<p>28条」と、<u>同条第4項中「前項」とあるのは「第29条において読み替えて準用する前項」と、「第1項第3号及び第4号」とあるのは「<u>第28条第3号</u>」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、「<u>第1項の</u>」とあるのは「<u>同条の</u>」と、<u>第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において読み替えて準用する前条第4項後段」と読み替えるものとする。</u></u></p>	<p>第4号」とあるのは「<u>同条第3号</u>」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、<u>第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。</u></p>
--	---

<令和8年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第26号	所 管	給与課 公営企業局企画管理課
件 名	育児部分休暇制度を創設するための関係条例の整備に関する条例について				
内 容					
1 改正理由	<p>育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立しやすい環境整備をさらに進めるこ とを目的に、本市独自の育児部分休暇制度を創設するため、関係条例について所要の 整備を行うもの。</p>				
2 改正の対象となる条例	<ul style="list-style-type: none"> (1) 尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例 (2) 尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (3) 尼崎市職員の給与に関する条例 (4) 尼崎市職員の育児休業等に関する条例 (5) 尼崎市職員の修学部分休業に関する条例 (6) 尼崎市職員の高齢者部分休業に関する条例 				
3 改正内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 育児部分休暇制度の創設に伴う改正 <ul style="list-style-type: none"> ア 小学校就学の始期から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に ある子を養育する職員について、1日につき2時間を超えない範囲内で、新たに 育児部分休暇を取得することができるものとする。【2(1)の条例】 イ 育児部分休暇を取得した場合、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額する規定を整備する。【2(2)及び(3)の条例】 ウ 育児部分休暇と別に取得している部分休業等の時間を合計して2時間以内ま で取得が可能とするよう規定を整備する。【2(4)、(5)及び(6)の条例】 (2) その他の規定整備 <p>正規の勤務時間の始め又は終わりに限り取得できる取扱いから、これ以外の勤務 時間帯でも取得できる取扱いへと改める。【2(5)及び(6)の条例】</p> 				
4 施行期日	令和8年4月1日				

尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（第1条関係）

改正後	現 行
<p><u>(育児部分休暇)</u></p> <p><u>第18条の2 任命権者は、職員（市規則で定める者を除く。）がその小学校就学の始期から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（市規則で定める者を含む。）を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合においては、その請求により、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間の育児部分休暇を与える。</u></p>	

尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第2条関係）

改正後	現 行
<p>(給与の減額)</p> <p>第13条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき管理者の承認（次の各号の<u>いずれかに該当する</u>ものを除く。）があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与の額に相当する額を減額した給与を支給する。</p> <p>(2) <u>育児部分休暇（職員がその管理者が別に定める期間内にある子（管理者が別に定める者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の一部（管理者が別に定める時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことをいう。）の承認</u></p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(7) <u>部分休業（職員がその管理者が別に定める期間内にある子（管理者が別に定める者を含む。）を養育するため管理者が別に定める1年の期間ごとに管理者が別に定める範囲内において1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことをいう。）の承認</u></p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第13条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき管理者の承認（次の各号に<u>掲げる</u>ものを除く。）があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与の額に相当する額を減額した給与を支給する。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) <u>部分休業（職員がその子（管理者が別に定めるものに限る。）を養育するため管理者が別に定める1年の期間ごとに管理者が別に定める範囲内において1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことをいう。）の承認</u></p>

尼崎市職員の給与に関する条例（第3条関係）

改正後	現 行
(給与の減額) <p>第14条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合（勤務条件条例第18条の規定により組合休暇を与えられた場合、<u>勤務条件条例第18条の2の規定により育児部分休暇を与えられた場合</u>、勤務条件条例第19条第1項の規定により介護休暇を与えられた場合及び勤務条件条例第20条の規定により介護時間を与えられた場合を除く。）を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。</p>	(給与の減額) <p>第14条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合（勤務条件条例第18条の規定により組合休暇を与えられた場合、勤務条件条例第19条第1項の規定により介護休暇を与えられた場合及び勤務条件条例第20条の規定により介護時間を与えられた場合を除く。）を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。</p>

尼崎市職員の育児休業等に関する条例（第4条関係）

改正後	現 行
<p>(第1号部分休業の承認)</p> <p>第16条 略</p> <p>(1) 特定非常勤職員以外の職員 1日を通じて2時間（勤務条件条例第13条の規定により育児時間を与えられる場合、<u>勤務条件条例第18条の2の規定により育児部分休暇を与えられる場合</u>、勤務条件条例第20条の規定により介護時間を与えられる場合又は地方公務員法第26条の2第1項に規定する修学部分休業若しくは同法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業をする場合は、2時間から、その与えられる育児時間、<u>育児部分休暇</u>若しくは介護時間の時間又は当該修学部分休業若しくは当該高齢者部分休業の時間の合計時間（当該合計時間が2時間を超えるときは、2時間）を減じて得た時間）</p>	<p>(第1号部分休業の承認)</p> <p>第16条 略</p> <p>(1) 特定非常勤職員以外の職員 1日を通じて2時間（勤務条件条例第13条の規定により育児時間を与えられる場合、勤務条件条例第20条の規定により介護時間を与えられる場合又は地方公務員法第26条の2第1項に規定する修学部分休業若しくは同法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業をする場合は、2時間から、その与えられる育児時間若しくは介護時間の時間又は当該修学部分休業若しくは当該高齢者部分休業の時間の合計時間（当該合計時間が2時間を超えるときは、2時間）を減じて得た時間）</p>

尼崎市職員の修学部分休業に関する条例（第5条関係）

改正後	現 行
<p>(修学部分休業の承認)</p> <p>第2条</p> <p>2 前項の規定による承認は、1日を通じて2時間（尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和27年尼崎市条例第18号）<u>第18条の2の規定により育児部分休暇を与えられる場合、同条例第20条の規定により介護時間を与えられる場合又は法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項に規定する部分休業（同条第2項第1号に掲げる範囲内で承認されるものに限る。以下同じ。）をする場合は、2時間から、その与えられる<u>育児部分休暇若しくは介護時間の時間又は当該高齢者部分休業若しくは当該部分休業の時間の合計時間を減じて得た時間）を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。</u></u></p>	<p>(修学部分休業の承認)</p> <p>第2条</p> <p>2 前項の規定による承認は、<u>正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて</u>、1日を通じて2時間（尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和27年尼崎市条例第18号）<u>第20条の規定により介護時間を与えられる場合又は法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項に規定する部分休業（同条第2項第1号に掲げる範囲内で承認されるものに限る。以下同じ。）をする場合は、2時間から、その与えられる<u>介護時間の時間又は当該高齢者部分休業若しくは当該部分休業の時間の合計時間を減じて得た時間）を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。</u></u></p>

尼崎市職員の高齢者部分休業に関する条例（第5条関係）

改正後	現 行
(高齢者部分休業の承認) 第2条 2 前項の規定による承認は、1日を通じて2時間（尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和27年尼崎市条例第18号） <u>第18条の2の規定により育児部分休暇を与えられる場合、同条例第20条の規定により介護時間を与えられる場合又は法第26条の2第1項に規定する修学部分休業若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項に規定する部分休業（同条第2項第1号に掲げる範囲内で承認されるものに限る。以下同じ。）をする場合は、2時間から、その与えられる<u>育児部分休暇若しくは介護時間の時間又は当該修学部分休業若しくは当該部分休業の時間の合計時間を減じて得た時間）を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。</u></u>	(高齢者部分休業の承認) 第2条 2 前項の規定による承認は、 <u>正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて</u> 、1日を通じて2時間（尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和27年尼崎市条例第18号） <u>第20条の規定により介護時間を与えられる場合又は法第26条の2第1項に規定する修学部分休業若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項に規定する部分休業（同条第2項第1号に掲げる範囲内で承認されるものに限る。以下同じ。）をする場合は、2時間から、その与えられる<u>介護時間の時間又は当該修学部分休業若しくは当該部分休業の時間の合計時間を減じて得た時間）を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。</u></u>

<令和8年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第27号	所 管	給与課
件 名	尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1 改正理由	<p>令和7年の人事院勧告を受けて、国において自動車等を使用する者に係る通勤手当の見直しが実施されることとなった。これに伴い、本市においても国の改正内容に準じた見直しを実施するため、所要の整備を行うもの。</p>				
2 改正内容	<p>(1) 自動車等を使用する者に係る通勤手当について、距離区分の上限を「60km以上」から「100km以上」に引き上げ、その上限額（月額66,400円）を条例で規定するとともに、距離区分ごとの支給額を条例規定から規則委任事項に改める。</p> <p>(2) 交通機関等を利用し、かつ、自動車等を使用する者に係る通勤手当について、その上限額を月額66,400円に引き上げる。</p> <p>(3) 自動車等の駐車のための施設を利用し、その料金を負担することを常例とする者に対して、月額5,000円を超えない範囲内で、その利用料金に係る通勤手当を新たに支給できるものとする。</p>				
3 施行期日	令和8年4月1日				

尼崎市職員の給与に関する条例

改正後	現 行
<p>(通勤手当)</p> <p>第12条の4</p> <p>2 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>66,400円</u>を超えない範囲内で市規則で定める額 (次条第1項の規定により在宅勤務等手当が支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員(1箇月当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員に限る。)にあっては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第12条の4</p> <p>2 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、当該アからスまでに定める額(次条第1項の規定により在宅勤務等手当が支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員(1箇月当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員に限る。)にあっては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア <u>自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</u></p> <p>イ <u>使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</u></p> <p>ウ <u>使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円</u></p> <p>エ <u>使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円</u></p> <p>オ <u>使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円</u></p> <p>カ <u>使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円</u></p> <p>キ <u>使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,700円</u></p> <p>ク <u>使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員</u></p>

	<p><u>22, 800円</u> <u>ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員</u> <u>25, 900円</u></p> <p><u>コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員</u> <u>29, 100円</u></p> <p><u>サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員</u> <u>32, 300円</u></p> <p><u>シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員</u> <u>35, 500円</u></p> <p><u>ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38, 700円</u></p>
(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に定める額の合計額(その額が <u>66, 400円</u> を超えるときは、 <u>66, 400円</u>)、第1号に定める額又は前号に定める額	(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に定める額の合計額(その額が <u>55, 000円</u> を超えるときは、 <u>55, 000円</u>)、第1号に定める額又は前号に定める額
<u>3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で自動車等の駐車のための施設(市規則で定める要件を満たすものに限る。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(市規則で定める職員を除く。)の通勤手当の月額は、前項(第1号に係る部分を除く。以下この項において同じ。)の規定にかかわらず、同項の規定による額に5,000円を超えない範囲内で市規則で定める額を加えて得た額とする。</u>	
<u>4 略</u>	<u>3 略</u>
<u>5 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給について必要な事項は、市規則で定める。</u>	

<令和8年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第28号	所 管	給与課									
件 名	市長及び副市長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について													
内 容														
1 改正理由														
<p>令和6年12月3日に尼崎市特別職報酬等審議会へ市長等の退職手当の適正な水準について諮問した結果、令和7年9月16日に「退職手当の支給については、現行の給料、期末手当及び退職手当による給与体系を継続することが適当」「退職手当の支給水準については、現行水準を継続することが適当」との答申を受けた。</p> <p>この答申を踏まえ、現行の退職手当制度を維持するものであるが、現市長の現任期における退職手当の額については、市長の政治姿勢として、50%削減するものとするため、所要の整備を行うもの。</p>														
2 改正内容														
現市長の現任期における退職手当の額を50%削減するものとする付則の規定を追加する。														
【参考：市長の退職手当支給額】														
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>現 行</td> <td>1,177,000円×48月×0.4</td> <td>22,598,400円</td> </tr> <tr> <td>削減後</td> <td>1,177,000円×48月×0.4×0.5(削減率)</td> <td>11,299,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>△11,299,200円</td> </tr> </tbody> </table>						現 行	1,177,000円×48月×0.4	22,598,400円	削減後	1,177,000円×48月×0.4×0.5(削減率)	11,299,200円			△11,299,200円
現 行	1,177,000円×48月×0.4	22,598,400円												
削減後	1,177,000円×48月×0.4×0.5(削減率)	11,299,200円												
		△11,299,200円												
3 施行期日														
公布の日の翌日														

市長及び副市長の退職手当に関する条例

改正後	現 行
<p>付 則</p> <p>6 市長(令和4年12月2日からその職にあ る者に限る。)が令和8年12月1日までに 退職した場合におけるその者に対する退職 手当の額の算定に係る第4条第1項の規定 の適用については、同項中「額と」とあるの は、「額(市長にあっては、当該額に100 分の50を乗じて得た額)と」とする。この 場合において、同条第2項中「前項」とある のは、「付則第6項の規定により読み替えて 適用する前項」とする。</p>	付 則

<令和8年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第29号	所 管	職員課																										
件 名	尼崎市職員の給与に関する条例及び尼崎市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について																														
内 容																															
1 改正理由	<p>本市の教育職員の給与制度については、従前より兵庫県に準拠しているところであるが、県において教育職員の給与制度が改正されたことから、県と同様の取扱いとするため、所要の整備を行うもの。</p>																														
2 改正内容	<p>(1) 尼崎市職員の給与に関する条例の改正</p> <p>ア 教員特別手当の上限額を現行の8,200円から7,700円に引き下げる。 イ 教育職給料表（一）及び教育職給料表（二）における給料月額への加算額を次のとおり改める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>改正後</th><th>現 行</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育職給料表（一）4級</td><td>11,500円</td><td>7,700円</td></tr> <tr> <td>教育職給料表（一）5級</td><td>3,800円</td><td>—</td></tr> <tr> <td>教育職給料表（二）3級</td><td>11,500円</td><td>7,500円</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 尼崎市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の改正</p> <p>学校の管理下において行う非常災害時等における緊急の業務のうち、次表に掲げる業務に従事した教育職員の特殊勤務手当を改正する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業務</th><th colspan="2">支給額（日額）</th></tr> <tr> <th>改正後</th><th>現 行</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常災害時における生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務で、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で勤務を要しない日等におけるもの</td><td>4,000円 (従事した時間が1時間以上4時間以下のものに限る。4時間を超えるものにあっては、8,000円)</td><td>4,000円 (従事した時間が4時間以上8時間以下のものに限る。8時間を超えるものにあっては、8,000円)</td></tr> <tr> <td>生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務</td><td>8,000円</td><td>7,500円</td></tr> <tr> <td>生徒に対する緊急の補導業務</td><td>8,000円</td><td>7,500円</td></tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 公布の日 なお、2(1)イ及び2(2)の改正については、令和8年1月1日から適用する。</p>						改正後	現 行	教育職給料表（一）4級	11,500円	7,700円	教育職給料表（一）5級	3,800円	—	教育職給料表（二）3級	11,500円	7,500円	業務	支給額（日額）		改正後	現 行	非常災害時における生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務で、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で勤務を要しない日等におけるもの	4,000円 (従事した時間が1時間以上4時間以下のものに限る。4時間を超えるものにあっては、8,000円)	4,000円 (従事した時間が4時間以上8時間以下のものに限る。8時間を超えるものにあっては、8,000円)	生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務	8,000円	7,500円	生徒に対する緊急の補導業務	8,000円	7,500円
	改正後	現 行																													
教育職給料表（一）4級	11,500円	7,700円																													
教育職給料表（一）5級	3,800円	—																													
教育職給料表（二）3級	11,500円	7,500円																													
業務	支給額（日額）																														
	改正後	現 行																													
非常災害時における生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務で、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で勤務を要しない日等におけるもの	4,000円 (従事した時間が1時間以上4時間以下のものに限る。4時間を超えるものにあっては、8,000円)	4,000円 (従事した時間が4時間以上8時間以下のものに限る。8時間を超えるものにあっては、8,000円)																													
生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務	8,000円	7,500円																													
生徒に対する緊急の補導業務	8,000円	7,500円																													

尼崎市職員の給与に関する条例（第1条関係）

改正後	現 行																																																								
(教員特別手当) 第21条の4 教育職給料表の適用を受ける職員(教育職給料表(二)の適用を受ける職員にあっては、市長の承認を得て教育委員会が指定する者に限る。)には、月額 <u>7,700円</u> を超えない範囲内で、等級及び号給(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、等級)の別に応じ、次項に規定する校務の種類に係る業務の困難性その他の事情を考慮して市長の承認を得て教育委員会規則で定める額の教育特別手当を支給する。 <u>2 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第13条第2項の条例で定める校務の種類は、市長の承認を得て教育委員会規則で定める。</u> <u>3 前2項に規定するもののほか、前項の教員特別手当の支給について必要な事項は、市長の承認を得て教育委員会規則で定める。</u> 別表第2 教育職給料表 ア 教育職給料表(一)	(教員特別手当) 第21条の4 教育職給料表の適用を受ける職員(教育職給料表(二)の適用を受ける職員にあっては、市長の承認を得て教育委員会が指定する者に限る。)には、月額 <u>8,200円</u> を超えない範囲内で、等級及び号給(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、等級)の別に応じて、市長の承認を得て教育委員会規則で定める額の教育特別手当を支給する。 <u>2 前項の教員特別手当の支給について必要な事項は、市長の承認を得て教育委員会規則で定める。</u> 別表第2 教育職給料表 ア 教育職給料表(一)																																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">職員の区分</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">等級</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">1級</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">2級</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">3級</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">4級</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">5級</th> </tr> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">号給</th> <td style="text-align: left; padding: 2px;">給料</td> </tr> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">月額</th> <td style="text-align: left; padding: 2px;">月額</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </tbody> </table> <p>摘要</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる職員の給料月額又は基準給料月額は、この表の額に当該職員の区分に応じ当該(1)又は(2)に定める額をそれぞれ加算した額とする。</p> <p>(1) その等級が4級である職員 <u>1,100円</u></p> <p>(2) その等級が5級である職員 <u>3,800円</u></p>	職員の区分	等級	1級	2級	3級	4級	5級	号給	給料	給料	給料	給料	給料	給料	月額								<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">職員の区分</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">等級</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">1級</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">2級</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">3級</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">4級</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">5級</th> </tr> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">号給</th> <td style="text-align: left; padding: 2px;">給料</td> </tr> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">月額</th> <td style="text-align: left; padding: 2px;">月額</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </tbody> </table> <p>摘要</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち、その等級が4級である職員の給料月額及び基準給料月額は、この表の額に<u>7,700円</u>をそれぞれ加算した額とする。</p>	職員の区分	等級	1級	2級	3級	4級	5級	号給	給料	給料	給料	給料	給料	給料	月額																			
職員の区分	等級	1級	2級	3級	4級	5級																																																			
号給	給料	給料	給料	給料	給料	給料																																																			
月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額																																																			
職員の区分	等級	1級	2級	3級	4級	5級																																																			
号給	給料	給料	給料	給料	給料	給料																																																			
月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額																																																			

0円

イ 教育職給料表(二)

職員 の区分	等級 号給	1級 給料 月額	2級 給料 月額	3級 給料 月額

摘要

2 この表の適用を受ける職員のうち、その等級が3級である職員の給料月額及び基準給料月額は、この表の額に11,500円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(二)

職員 の区分	等級 号給	1級 給料 月額	2級 給料 月額	3級 給料 月額

摘要

2 この表の適用を受ける職員のうち、その等級が3級である職員の給料月額及び基準給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

尼崎市教育職員の特殊勤務手当に関する条例（第2条関係）

改正後			現 行		
別表			別表		
手 当	業務	支給額 (日額)	手 当	業務	支給額 (日額)
特 殊 業 務 手 当	学校の管理下において行う非常災害時等における緊急の業務 1 非常災害時における生徒（幼稚園にあつては、幼児。以下同じ。）の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務 (1) 重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において行う業務（勤務を要しない日等におけるものに限る。） （従事した時間が1時間以上4時間以下のものに限る。 4時間を超えるものにあつては、8,000円） (2) (1)に掲げる業務以外の業務 2 生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務 3 生徒に対する緊急の補導業務		特 殊 業 務 手 当	学校の管理下において行う非常災害時等における緊急の業務 1 非常災害時における生徒（幼稚園にあつては、幼児。以下同じ。）の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務 (1) 重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において行う業務（勤務を要しない日等におけるものに限る。） （従事した時間が4時間以上8時間以下のものに限る。 8時間を超えるものにあつては、8,000円） (2) (1)に掲げる業務以外の業務 2 生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務 3 生徒に対する緊急の補導業務	

<令和8年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第30号	所 管	職員課														
件 名	尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について																		
内 容																			
1 改正理由	<p>公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）の制定により、教員の処遇の改善等が図られたことに伴い、本市の教育職員の給与制度について、国の制度を基本とした対応を行うため、所要の整備を行うもの。</p>																		
2 改正内容	<p>教育職給料表（一）の適用を受ける教育職員でその等級が3級以下であるものに対する教職調整額について、給与月額に乘じる率を次のとおり段階的に引き上げる。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>現 行</td><td>4 %</td></tr> <tr> <td>令和8年1月1日～</td><td>5 %</td></tr> <tr> <td>令和9年1月1日～</td><td>6 %</td></tr> <tr> <td>令和10年1月1日～</td><td>7 %</td></tr> <tr> <td>令和11年1月1日～</td><td>8 %</td></tr> <tr> <td>令和12年1月1日～</td><td>9 %</td></tr> <tr> <td>令和13年1月1日～</td><td>10 %</td></tr> </tbody> </table>					現 行	4 %	令和8年1月1日～	5 %	令和9年1月1日～	6 %	令和10年1月1日～	7 %	令和11年1月1日～	8 %	令和12年1月1日～	9 %	令和13年1月1日～	10 %
現 行	4 %																		
令和8年1月1日～	5 %																		
令和9年1月1日～	6 %																		
令和10年1月1日～	7 %																		
令和11年1月1日～	8 %																		
令和12年1月1日～	9 %																		
令和13年1月1日～	10 %																		
3 施行期日	<p>公布の日 なお、令和8年1月1日から適用する。</p>																		

尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例

改正後	現 行										
(教職調整額の支給等) 第3条 次に掲げる教育職員には、1月につき、 その者の給料月額に当該教育職員の区分に応 じ当該号に定める割合を乗じて得た額の教職 調整額を支給する。 (1) 尼崎市職員の給与に関する条例（昭和3 2年尼崎市条例第24号。以下「給与条例」 という。）第3条第1項第2号アに規定する 教育職給料表(一)の適用を受ける教育職員でその 等級が3級以下であるもの又は同号イに規定 する教育職給料表(二)の適用を受ける教育職員 でその等級が1級若しくは2級であるものには、 その者の給料月額に100分の4を乗じ て得た額の教職調整額を支給する。 (2) 約与条例第3条第1項第2号イに規定す る教育職給料表(二)の適用を受ける教育職員 でその等級が1級又は2級であるもの 1 00分の4 (教職調整額を給料とみなして適用する条例 等) 第4条 前条第1項の規定による教職調整額の 支給を受ける教育職員に係る次の各号に掲げ る条例及びこれらの条例に基づく市規則等の 規定の適用については、教職調整額は給料又 は給与とみなし、教職調整額の金額は給料の 月額又は給料月額に含むものとする。	(教職調整額の支給等) 第3条 尼崎市職員の給与に関する条例（昭和 32年尼崎市条例第24号。以下「給与条例」 という。）第3条第1項第2号アに規定する教 育職給料表(一)の適用を受ける教育職員でその 等級が3級以下であるもの又は同号イに規定 する教育職給料表(二)の適用を受ける教育職員 でその等級が1級若しくは2級であるものには、 その者の給料月額に100分の4を乗じ て得た額の教職調整額を支給する。 (教職調整額を給料とみなして適用する条例 等) 第4条 前条第1項の規定による教職調整額の 支給を受ける教育職員に係る次の各号に掲げ る条例及びこれらの条例に基づく市規則等の 規定の適用については、 <u>同項の教職調整額は</u> 給料又は給与とみなし、 <u>当該教職調整額の金</u> 額は給料の月額又は給料月額に含むものとす る。										
付 則 7 令和8年1月1日から令和12年12月3 1日までの間における第3条第1項（第1号 に係る部分に限る。）の規定の適用について は、同号中「100分の10」とあるのは、 次表の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞ れ同表の右欄に掲げる字句とする。	付 則										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>令和8年1月1日から</u></td> <td style="padding: 5px;"><u>100分の5</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>同年12月31日まで</u></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>令和9年1月1日から</u></td> <td style="padding: 5px;"><u>100分の6</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>同年12月31日まで</u></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>令和10年1月1日から</u></td> <td style="padding: 5px;"><u>100分の7</u></td> </tr> </table>	<u>令和8年1月1日から</u>	<u>100分の5</u>	<u>同年12月31日まで</u>		<u>令和9年1月1日から</u>	<u>100分の6</u>	<u>同年12月31日まで</u>		<u>令和10年1月1日から</u>	<u>100分の7</u>	
<u>令和8年1月1日から</u>	<u>100分の5</u>										
<u>同年12月31日まで</u>											
<u>令和9年1月1日から</u>	<u>100分の6</u>										
<u>同年12月31日まで</u>											
<u>令和10年1月1日から</u>	<u>100分の7</u>										

<u>同年12月31日まで</u>		
<u>令和11年1月1日から</u>	<u>100分の8</u>	
<u>同年12月31日まで</u>		
<u>令和12年1月1日から</u>	<u>100分の9</u>	
<u>同年12月31日まで</u>		

<令和8年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第31号	所 管	介護保険事業担当					
件 名	尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例について									
内 容										
1 改正理由 令和7年度税制改正において、給与所得控除の最低保障額を55万円から65万円へと10万円引き上げる見直しが行われた。 介護保険の第1号被保険者の保険料については、市民税の課税の有無や合計所得金額等を基準として算定しているところ、当該見直しに伴い、一部の被保険者の保険料の段階に移動が生じ、第9期介護保険事業計画中（令和6年度～令和8年度）の保険料収入の減少が見込まれることとなった。 こうした中、当該見直しによる保険料収入の減少の影響を防ぐ観点から、介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第420号）等が制定されたため、所要の整備を行うもの。										
2 改正内容 (1) 当該見直しの影響を受ける第1号被保険者について、保険料の段階の判定が当該見直し前と同様の判定となるよう、令和8年度における保険料率の特例の規定を追加する。 (2) 当該見直しに伴い創設される特例減免（※）について、本人からの申請によらないシステム上の対応が可能とされたため、保険料の減免に係る規定を整備する。 ※特例減免…令和7年度の市民税が非課税の者について、当該見直しを受けて、令和8年度も引き続き非課税となるよう、給与所得控除の引上げ分の範囲の就労調整（就労収入の増加）を行った場合は、令和8年度保険料算定における課税・非課税の判定について非課税者として判定する保険料段階まで減免する制度										
3 施行期日 令和8年4月1日										

尼崎市介護保険条例

改正後	現 行
(保険料率) 第5条 略 (6) 略 ア 合計所得金額（当該保険料の賦課期日 の属する年の前年の合計所得金額（令第 38条第1項第6号イに規定する合計所 得金額をいう。）をいう。以下同じ。）が 120万円未満であり、かつ、前各号の いずれにも該当しない者	(保険料率) 第5条 略 (6) 略 ア 合計所得金額（当該保険料の賦課期日 の属する年の前年の合計所得金額（令附 則第23条第1項（同条第2項及び第3 項において読み替えて準用する場合を含 む。）の規定により読み替えて適用する令 第38条第1項第6号イに規定する合計 所得金額をいう。）をいう。以下同じ。） が120万円未満であり、かつ、前各号の いずれにも該当しない者
(保険料の減免等) 第9条 市長は、保険料の納付義務者について 災害その他特別の理由がある場合において、 特に必要があると認められるときは、保険料 を減免し、又は6月以内の期間を限ってその 徴収を猶予することができる。	(保険料の減免等) 第9条 市長は、保険料の納付義務者について 災害その他特別の理由がある場合において、 特に必要があると認められるときは、 <u>当該保 険料の納付義務者からの申請により</u> 、保険料 を減免し、又は6月以内の期間を限ってその 徴収を猶予することができる。
付 則 <u>(令和8年度における保険料率の特例)</u> <u>18 令和8年度における保険料率に係る第5 条の規定の適用については、同条第1号中「に 掲げる者」とあるのは「(令附則第24条第1 項から第3項までの規定により令の規定を読 み替えて適用する場合を含む。)に掲げる者 (令附則第25条第1項の規定が適用され ることにより同号イ ((1)に限る。) 及びハのいず れにも該当しないこととなる者を除く。)」と、 同条第2号中「に掲げる者」とあるのは「(令 附則第24条第1項から第3項までの規定に より令の規定を読み替えて適用する場合を含 む。)に掲げる者 (令附則第25条第1項の規 定が適用されることにより同号イに該当しな いこととなる者を除く。)」と、同条第3号中 「者」とあるのは「者 (令附則第25条第1</u>	付 則

項の規定が適用されることにより同号イに該当しないこととなる者を除く。)」と、同条第4号中「に掲げる者」とあるのは「(令附則第24条第1項から第3項までの規定により令の規定を読み替えて適用する場合を含む。)に掲げる者(令附則第25条第2項の規定が適用されることにより同号イに該当しないこととなる者を除く。)」と、同条第5号中「者」とあるのは「者(令附則第25条第2項の規定が適用されることにより同号イに該当しないこととなる者を除く。)」と、同条第6号ア中「に規定する」とあるのは「(令附則第24条第1項から第3項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する」とするほか、必要な技術的読み替えは、市長が定める。この場合において、前項中「第5条の」とあるのは「第5条(次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の」と、「の規定に」とあるのは「及び第18項の規定に」とする。

<令和8年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第32号	所 管	福祉医療課
件 名	尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1 改正理由	<p>兵庫県の福祉医療費助成制度の改正により、国公費負担医療制度（以下「国公費」という。）の対象となる疾病（小児慢性特定疾病、指定難病等）について、受給者の利便性向上及び自己負担軽減の観点から、国公費と福祉医療費助成制度との併用が認められることに伴い、所要の整備を行うもの。</p>				
2 改正内容	<p>(1) 被保険者等負担額の定義の明確化 被保険者等負担額の定義について、医療に要する費用から保険給付と国公費等により行われる給付を控除した額を被保険者等負担額とする。</p> <p>(2) 福祉医療費助成との併用が可能な疾病の追加 国公費が適用される精神障害者の精神疾患による疾病（精神通院医療）について、新たに福祉医療費助成制度との併用を可能とする。</p>				
3 施行期日	<p>令和8年7月1日 ただし、2(1)の改正については、公布の日</p>				

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例

改正後	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p class="list-item-l1">(10) <u>被保険者等負担額 療養の給付等が行われる場合におけるその行われる療養の給付等に係る医療（以下「対象医療」という。）に要する費用の額から次に掲げる額の合計額を控除した額をいう。</u></p> <p class="list-item-l2">ア 対象医療について国民健康保険法、高齢者医療確保法又は第8号アからオまでに掲げる法律（以下これらを「医療保険各法」という。）の規定により医療に関する給付を行う者（以下アにおいて「保険者」という。）が負担すべき額（医療保険各法（その委任に基づく命令、条例その他の規程等を含む。イにおいて同じ。）の規定に基づき保険者が対象医療について療養の給付等その他市長が別に定める給付と併せてこれらに準ずる給付を行う場合にあっては、その行う給付の額を含む。）</p> <p class="list-item-l2">イ 対象医療について医療に関する給付で医療保険各法以外の法令、条例その他の規程等の規定に基づき国、地方公共団体その他公共的団体の負担において行われるもの（この条例による医療費の助成（以下「医療費助成」という。）その他市長が別に定める給付を除く。）が行われる場合にあっては、その行われる給付の額</p> <p class="list-item-l1">(11) 略</p> <p class="list-item-l2">ア その属する世帯に属する全ての者について、<u>対象医療</u>が行われた日（以下「実施日」という。）の属する年度（実施日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、当該実施日の属する年度の前年度。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による個人の</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p class="list-item-l1">(10) <u>被保険者等負担額 療養の給付等を受ける場合における医療費のうち、国民健康保険法若しくは高齢者医療確保法による被保険者又は社会保険による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。以下同じ。）が負担すべき額をいう。</u></p> <p class="list-item-l1">(11) 略</p> <p class="list-item-l2">ア その属する世帯に属する全ての者について、<u>療養の給付等に係る医療</u>（以下「対象医療」という。）が行われた日（以下「実施日」という。）の属する年度（実施日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、当該実施日の属する年度の前年度。以下同じ。）分の地方税法（昭和25</p>

<p>市町村民税（同法の規定による特別区民税を含み、同法第328条の規定により課する所得割（同法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。以下同じ。）を除く。以下「市町村民税」という。）が課されておらず、又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されていること。</p>	<p>(受給資格)</p> <p>第3条 医療費助成を受けることができる者は、本市の区域内に住所を有する者で次の各号に掲げるもののうち、国民健康保険法若しくは高齢者医療確保法による被保険者又は社会保険による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者であるものとする。</p> <p>(助成額)</p> <p>第4条 市長は、受給資格（医療費助成を受けることができる者として前条第1項に規定する資格又は同条第2項の規定により医療費助成を受けることができることとされた者の資格をいう。以下同じ。）を有する者が疾病（精神障害者の精神疾患にあっては、その医療について障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条第1項の規定による自立支援医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。）の支給を受ける場合におけるものに限る。）又は負傷について療養の給付等を受けたときは、次の各号に掲げる受給資格を有する者の区分に応じ、当該各号に定める額を助成する。</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 入院療養以外の対象医療である場合</p>	<p>年法律第226号）の規定による個人の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含み、同法第328条の規定により課する所得割（同法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。以下同じ。）を除く。以下「市町村民税」という。）が課されておらず、又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されていること。</p>	<p>(受給資格)</p> <p>第3条 この条例による医療費の助成（以下「医療費助成」という。）を受けることができる者は、本市の区域内に住所を有する者で次の各号に掲げるもののうち、国民健康保険法若しくは高齢者医療確保法による被保険者又は社会保険による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者であるものとする。</p> <p>(助成額)</p> <p>第4条 市長は、受給資格（医療費助成を受けることができる者として前条第1項に規定する資格又は同条第2項の規定により医療費助成を受けることができることとされた者の資格をいう。以下同じ。）を有する者が疾病（精神障害者にあっては、精神疾患による疾病を除く。）又は負傷について療養の給付等を受けたときは、次の各号に掲げる受給資格を有する者の区分に応じ、当該各号に定める額を助成する。</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 入院療養以外の対象医療である場合</p>
--	---	--	---

<p>同一の月に 12,000 円（所得を有しない者に該当する場合は、8,000 円）を限度として、対象医療につき医療保険各法（高齢者医療確保法を除く。イにおいて同じ。）の規定により算定された医療に要する費用の額の 100 分の 20 に相当する額</p> <p>(6) 略</p> <p>イ 入院療養である場合 同一の月に同一の保険医療機関等について 2,400 円（身体障害者等、その配偶者及び当該身体障害者等を扶養している者がいずれも低所得者に該当する場合は、1,600 円）を限度として、入院療養につき医療保険各法の規定により算定された医療に要する費用の額の 100 分の 10 に相当する額（保険医療機関等において引き続き 4 月以上入院した場合におけるその 4 月以後の月分については、0 円）</p>	<p>同一の月に 12,000 円（所得を有しない者に該当する場合は、8,000 円）を限度として、対象医療につき<u>国民健康保険法又は第 2 条第 8 号アからオまでに掲げる法律</u>（以下「医療保険各法」という。）の規定により算定された医療に要する費用の額の 100 分の 20 に相当する額</p> <p>(6) 略</p> <p>イ 入院療養である場合 同一の月に同一の保険医療機関等について 2,400 円（身体障害者等、その配偶者及び当該身体障害者等を扶養している者がいずれも低所得者に該当する場合は、1,600 円）を限度として、入院療養につき医療保険各法<u>又は高齢者医療確保法</u>の規定により算定された医療に要する費用の額の 100 分の 10 に相当する額（保険医療機関等において引き続き 4 月以上入院した場合におけるその 4 月以後の月分については、0 円）</p>
---	--

<令和8年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第33号	所 管	こども青少年課
件 名	尼崎市立尼崎アウトドアフィールドの設置及び管理に関する条例について				
内 容					
1 制定理由	<p>現行の尼崎市立青少年いこいの家は、施設の老朽化が進む中、第1次尼崎市公共施設再編計画において、再整備を行うこととしており、再整備後の施設について、青少年や市民等が野外でのキャンプ等を中心としたアウトドア活動をする施設として位置付けるため、新たに条例を制定するもの。</p>				
2 主な制定内容					
(1) 名称及び位置（第1条及び第3条）	<p>名称：尼崎市立尼崎アウトドアフィールド 位置：兵庫県川辺郡猪名川町万善字東山6番地の1</p>				
(2) 設置目的（第2条）	野外活動を通じて青少年の健全な育成と市民の福祉の増進を図るため。				
(3) 実施事業（第4条）	設置目的を達成するための実施事業について定める。				
(4) 休場日及び使用料等（第5条～第7条）	休場日等は規則で定めることとし、利用に際しての許可並びに使用料の徴収、減免及び還付について定める。				
(5) 施設の管理（第11条～第16条）	施設の管理を指定管理者に行わせるため、その指定に係る選定及び指定管理者が行う業務の範囲等について定める。				
3 本条例制定に伴う所要の整備（付則）					
(1) 条例の廃止（第2項）	尼崎市立青少年いこいの家の設置及び管理に関する条例を廃止する。				
(2) 条例の改正（第4項）	尼崎市指定管理者選定委員会条例の別表中「尼崎市立青少年いこいの家」を「尼崎市立尼崎アウトドアフィールド」に変更する。				
4 施行期日	<p>規則で定める日。 ただし、指定管理者の指定に関する手続き等に係る規定については公布の日</p>				

<令和8年2月定例会>

種別	条例	番号	議案第34号	所管	保育企画課、保育運営課				
件名	子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について								
内 容									
1 改正理由									
<p>子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号。以下「改正法」という。）の制定により、令和8年度から全国の自治体で乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施が義務付けられた。</p> <p>これに伴い、本市における乳児等通園支援事業の運営に関する基準を条例で定めるほか、一部の尼崎市立保育所において乳児等通園支援事業を実施するにあたり、所要の整備を行う。</p> <p>また、改正法の制定に伴い、尼崎市子ども・子育て審議会の調査審議事項が追加されたことから、所要の整備を行うもの。</p>									
2 改正の対象となる条例									
(1) 尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例 (2) 尼崎市子ども・子育て審議会条例 (3) 尼崎市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の運営の基準等を定める条例									
3 改正内容									
(1) 尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例の改正 <p>尼崎市立保育所において乳児等通園支援事業を実施するにあたり、入所資格や事業利用許可に関する手続等の規定を整備する。</p> (2) 尼崎市子ども・子育て審議会条例の改正 <p>尼崎市子ども・子育て審議会の調査審議事項に、乳児等通園支援事業の利用定員の設定に関する事項を追加する。</p> (3) 尼崎市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の運営の基準等を定める条例の改正 <p>本市における乳児等通園支援事業の運営に関する基準について、利用定員に関する事項等、国が示す基準通りの内容とする。</p>									
4 施行期日									
令和8年4月1日 ただし、3(1)の事業利用許可に関する手続については、公布の日									

尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例（第1条関係）

改正後	現 行
(開所時刻等)	(開所時刻等)
第4条 保育所の開所時刻、閉所時刻及び休所日は、規則で定める。ただし、 <u>第6条第5項</u> に規定する延長保育許可をするときは、開所時刻若しくは閉所時刻を変更し、又はその他市長が特別の理由があると認めるときは、開所時刻、閉所時刻若しくは休所日を変更し、若しくは臨時に保育所の全部若しくは一部の供用を停止することができる。	第4条 保育所の開所時刻、閉所時刻及び休所日は、規則で定める。ただし、 <u>第6条第4項</u> に規定する延長保育許可をするときは、開所時刻若しくは閉所時刻を変更し、又はその他市長が特別の理由があると認めるときは、開所時刻、閉所時刻若しくは休所日を変更し、若しくは臨時に保育所の全部若しくは一部の供用を停止することができる。
(入所等の資格)	(入所等の資格)
第5条	第5条
2 一時預かり保育（災害、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の監護を行う者をいう。以下同じ。）の傷病、保護者の育児に係る負担の軽減等のため、規則で定める保育所、日及び時間帯において、一時的に乳児又は幼児について行われる保育（法第6条の3第7項第1号に規定する保育をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を受けることができる者は、 <u>本市の区域内に住所を有する乳児（生後6月に満たないものを除く。）又は幼児で規則で定める要件を備えるもの</u> （以下「一時預かり対象乳幼児」という。）とする。	2 一時預かり保育（災害、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の監護を行う者をいう。以下同じ。）の傷病、保護者の育児に係る負担の軽減等のため、規則で定める保育所、日及び時間帯において、一時的に乳児又は幼児について行われる保育（法第6条の3第7項第1号に規定する保育をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を受けることができる者は、 <u>本市内に住所を有する乳児（生後6月に満たないものを除く。）又は幼児で規則で定める要件を備えるもの</u> （以下「一時預かり対象乳幼児」という。）とする。
3 <u>乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいい、規則で定める保育所、日及び時間帯において規則で定める時間の範囲内で行われるものに限る。以下同じ。）を利用することができる者は、乳児又は幼児（同項に規定する乳児又は幼児で、支援法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもであるものに限る。）で規則で定める要件を備えるもの</u> （以下「事業利用対象乳幼児」という。）及びその保護者とする。	
(入所許可等)	(入所許可等)
第6条 前条第1項第1号又は第3号に該当す	第6条 前条第1項第1号又は第3号に該当す

<p>る者（以下「入所対象乳幼児」という。）の保護者は、第4条本文に規定する開所時刻（以下「開所時刻」という。）から同条本文に規定する閉所時刻（以下「閉所時刻」という。）までの間に保育所において保育を受けさせるため<u>その</u>入所対象乳幼児を保育所に入所させようとするときは、市長の許可を受けなければならない。</p>	<p>2 前項の許可（以下「入所許可」という。）を受けている者（以下「入所許可者」という。）は、<u>その</u>受けている入所許可に係る入所対象乳幼児（以下「入所乳幼児」という。）について、延長保育（入所乳幼児が入所している保育所における次の各号に掲げる時間帯（規則で定める保育所以外の保育所にあっては、第1号に掲げる時間帯を除く。）（規則で定める入所乳幼児にあっては、第3号に掲げる時間帯を除く。）において、入所乳幼児で市長がやむを得ない理由があると認めるものについて行われる保育をいう。以下同じ。）を受けさせようとするときは、入所許可とは別に、市長の許可を受けなければならない。</p>	<p>3 一時預かり対象乳幼児の保護者は、<u>その</u>一時預かり対象乳幼児について一時預かり保育を受けさせようとするときは、市長の許可を受けなければならない。</p>	<p>4 <u>事業利用対象乳幼児の保護者は、乳児等通園支援事業を利用しようとするときは、その利用に係る事業利用対象乳幼児ごとに市長の許可を受けなければならない。</u></p>	<p>5 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入所許可、第2項の許可（以下「延長保育許可」という。）、<u>第3項の許可（以下「一預かり保育許可」という。）又は前項の許可（以下「事業利用許可」という。）（以下「入所許可等」という。）</u>をしないことができる。</p>	<p>る者（以下「入所対象乳幼児」という。）の保護者は、第4条本文に規定する開所時刻（以下「開所時刻」という。）から同条本文に規定する閉所時刻（以下「閉所時刻」という。）までの間に保育所において保育を受けさせるため<u>当該</u>入所対象乳幼児を保育所に入所させようとするときは、市長の許可を受けなければならない。</p>	<p>2 前項の許可（以下「入所許可」という。）を受けている者（以下「入所許可者」という。）は、<u>当該</u>入所許可に係る入所対象乳幼児（以下「入所乳幼児」という。）について、延長保育（入所乳幼児が入所している保育所における次の各号に掲げる時間帯（規則で定める保育所以外の保育所にあっては、第1号に掲げる時間帯を除く。）（規則で定める入所乳幼児にあっては、第3号に掲げる時間帯を除く。）において、<u>当該</u>入所乳幼児で市長がやむを得ない理由があると認めるものについて行われる保育をいう。以下同じ。）を受けさせようとするときは、入所許可とは別に、市長の許可を受けなければならない。</p>	<p>3 一時預かり対象乳幼児の保護者は、<u>当該</u>一時預かり対象乳幼児について一時預かり保育を受けさせようとするときは、市長の許可を受けなければならない。</p>	<p>4 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入所許可、第2項の許可（以下「延長保育許可」という。）又は前項の許可（以下「一預かり保育許可」という。）（以下「入所許可等」という。）をしないことができる。</p>
--	--	--	---	---	--	--	--	---

<p><u>(入所許可、一時預かり保育許可又は事業利用許可を受けるべき者の決定)</u></p>	<p><u>(入所許可又は一時預かり保育許可を受けるべき者の決定)</u></p>
<p>第7条 市長は、別に定めるところにより、入所許可、一時預かり保育許可又は事業利用許可を受けるべき者を選考その他の方法により決定するものとする。</p>	<p>第7条 市長は、別に定めるところにより、入所許可又は一時預かり保育許可を受けるべき者を選考その他の方法により決定するものとする。</p>
<p><u>(保育料及び使用料)</u></p>	<p><u>(保育料)</u></p>
<p>第8条 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもに該当する入所乳幼児その他規則で定める入所乳幼児が保育所において受ける保育については、保育料（第3項の保育料を除く。）は、徴収しない。</p>	<p>第8条 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもに該当する入所乳幼児その他規則で定める入所乳幼児が保育所において受ける保育については、保育料は、徴収しない。</p>
<p>2 入所許可者（前項に規定する入所乳幼児以外の入所乳幼児を監護する者に限る。）は、1月につき支援法の規定で規則で定めるものに規定する政令で定める額を限度として<u>その属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して規則で定める額の保育料を、規則で定める日までに納付しなければならない。</u></p>	<p>2 入所許可者（前項に規定する入所乳幼児以外の入所乳幼児を監護する者に限る。<u>以下この項において同じ。</u>）は、1月につき支援法の規定で規則で定めるものに規定する政令で定める額を限度として<u>当該入所許可者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して規則で定める額の保育料を、規則で定める日までに納付しなければならない。</u></p>
<p>3 <u>延長保育許可を受けている入所許可者のうちその監護する入所乳幼児に延長保育を受けさせるものは、前項の保育料のほか、第6条第2項第1号又は第2号に掲げる時間帯における延長保育にあっては当該時間帯ごとにそれぞれ1月につき1,500円又は30分につき200円の保育料を、同項第3号に掲げる時間帯における延長保育にあっては30分につき200円の保育料を前納しなければならない。ただし、規則で定める場合においては、後納しなければならない。</u></p>	<p>3 入所許可者のうちその監護する入所乳幼児に延長保育を受けさせるものは、前項の保育料のほか、第6条第2項第1号又は第2号に掲げる時間帯における延長保育にあっては当該時間帯ごとにそれぞれ1月につき1,500円又は30分につき200円の保育料を、同項第3号に掲げる時間帯における延長保育にあっては30分につき200円の保育料を前納しなければならない。ただし、規則で定める場合においては、後納しなければならない。</p>
<p>4 一時預かり保育許可を受けた者（以下「一時預かり保育許可者」という。）は、1日につき2,800円（<u>その受けた一時預かり保育許可に係る一時預かり対象乳幼児（以下「一時預かり乳幼児」という。）が、1歳に達する</u>）</p>	<p>4 一時預かり保育許可を受けた者（以下「一時預かり保育許可者」という。）は、1日につき2,800円（<u>当該一時預かり保育許可に係る一時預かり対象乳幼児（以下「一時預かり乳幼児」という。）が、1歳に達する日の属</u>）</p>

<p>日の属する年度の翌年度の初日から3歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者である場合は2,500円、同日の翌日から6歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者である場合は2,000円)の保育料を前納しなければならない。</p>	<p>する年度の翌年度の初日から3歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者である場合は2,500円、同日の翌日から6歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者である場合は2,000円)の保育料を前納しなければならない。</p>
<p><u>5 事業利用許可を受けた者(以下「事業利用保護者」という。)は、利用時間1時間につき規則で定める額の使用料を前納しなければならない。</u></p>	
<p><u>6 第2項から第4項までの保育料(以下「保育料」という。)及び前項の使用料(以下「使用料」という。)は、規則で定める特別の理由があるときは、これらを減免することができる。</u></p>	<p><u>5 市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、保育料を減免することができる。</u></p>
<p><u>7 既納の保育料及び使用料は、還付しない。ただし、支援法第30条の4第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定こども(支援法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定こどもをいう。)である一時預かり乳幼児が一時預かり保育を受けたときその他規則で定める特別の理由があるときは、この限りでない。</u></p>	<p><u>6 既納の保育料は、還付しない。ただし、支援法第30条の4第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定こども(支援法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定こどもをいう。)である一時預かり乳幼児が一時預かり保育を受けたときその他規則で定める特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p>
<p>(届出)</p>	
<p>第10条 略</p>	
<p>(2) 延長保育許可を受けている入所許可者にあっては、その監護する入所乳幼児について<u>その受けている延長保育許可に係る延長保育を受けさせることをやめるとき。</u></p>	<p>(2) 延長保育許可を受けている入所許可者にあっては、その監護する入所乳幼児について<u>当該延長保育許可に係る延長保育を受けさせることをやめるとき。</u></p>
<p>(4) <u>第8条第6項の規定による保育料の減免を受けている入所許可者にあっては、その受けている当該減免の理由となった事実に変更があったとき。</u></p>	<p>(4) <u>第8条第5項の規定による保育料の減免(以下「減免処分」という。)を受けている入所許可者にあっては、当該減免処分の理由となった事実に変更があったとき。</u></p>
<p>2 略</p>	
<p>(1) <u>その措置入所乳幼児が伝染性の疾病にかかったとき。</u></p>	<p>(1) <u>当該措置入所乳幼児が伝染性の疾病にかかったとき。</u></p>
<p>(入所許可等の取消し等)</p>	
<p>第12条 略</p>	<p>第12条 略</p>

<p>(1) 入所許可者、一時預かり保育許可者又は事業利用保護者（以下「入所許可者等」という。）が偽りその他不正の手段により入所許可等を受けたとき。</p> <p>(2) 入所乳幼児、一時預かり乳幼児又は事業利用許可に係る事業利用対象乳幼児が、それぞれ入所対象乳幼児、一時預かり対象乳幼児又は事業利用対象乳幼児でなくなったとき。</p> <p>(3) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は<u>当該</u>規定に基づく処分に違反する行為があったとき。</p> <p>4 市長は、次のいずれかに該当するときは、<u>第8条第6項の規定による保育料又は使用料の減免</u>（以下「減免処分」という。）を取り消すことができる。</p> <p>(2) <u>第8条第6項の規則</u>で定める特別の理由（<u>その取り消そうとする</u>減免処分に係るものに限る。）がなくなったとき。</p> <p>5 <u>市</u>は、第1項の規定による入所許可等の取消し又は前項の規定による減免処分の取消しを受けた者が、これらによって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。</p>	<p>(1) 入所許可者又は一時預かり保育許可者（以下「入所許可者等」という。）が偽りその他不正の手段により入所許可等を受けたとき。</p> <p>(2) 入所乳幼児が入所対象乳幼児でなくなったとき。</p> <p>(3) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は<u>これらの</u>規定に基づく処分に違反する行為があったとき。</p> <p>4 市長は、次のいずれかに該当するときは、<u>減免処分</u>を取り消すことができる。</p> <p>(2) <u>第8条第5項に規定する</u>規則で定める特別の理由（<u>当該</u>減免処分に係るものに限る。）がなくなったとき。</p> <p>5 <u>本市</u>は、第1項の規定による入所許可等の取消し又は前項の規定による減免処分の取消しを受けた者が、これらによって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。</p>
---	---

尼崎市子ども・子育て審議会条例（第2条関係）

改正後	現 行
(設置) 第2条 略 (5) 子ども・子育て支援法（平成24年法律 第65号）第72条第1項第1号から <u>第4</u> 号までに規定する事項並びに市における子 ども・子育て支援（同法第7条第1項に規 定する子ども・子育て支援をいう。）に関す る施策の総合的かつ計画的な推進に関し必 要な事項及び当該施策の実施状況	(設置) 第2条 略 (5) 子ども・子育て支援法（平成24年法律 第65号）第72条第1項第1号から <u>第3</u> 号までに規定する事項並びに市における子 ども・子育て支援（同法第7条第1項に規 定する子ども・子育て支援をいう。）に関す る施策の総合的かつ計画的な推進に関し必 要な事項及び当該施策の実施状況

尼崎市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の運営の基準等を定める条例（第3条関係）

改正後	現 行
<p>(特定乳児等通園支援事業の運営の基準)</p> <p><u>第4条 法第54条の3において準用する法第46条第2項の条例で定める基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。</u></p> <p>(罰則)</p> <p><u>第5条 略</u></p> <p>(1) 正当な理由なく、法<u>第13条（法第30条の3及び第30条の13）</u>において準用する場合<u>並びに</u>子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）附則第6条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による命令に対して、報告若しくは物件の提出若しくは提示（以下「報告等」という。）をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示（以下「虚偽報告等」という。）をし、又は法<u>第13条の規定</u>による質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>(2) 正当な理由なく、法第14条第1項（法第30条の3<u>及び</u>第30条の13）において準用する場合<u>並びに</u>政令附則第6条第1項の規定により読み替えて法の規定を適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による命令に対して、報告等をせず、若しくは虚偽報告等をし、法第14条第1項の規定による質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>(3) 法第23条第2項若しくは第4項の規定</p>	<p>(罰則)</p> <p><u>第4条 略</u></p> <p>(1) 正当な理由なく、法<u>第13条第1項（法第30条の3）</u>において準用する場合<u>及び</u>子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）附則第6条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による命令に対して、報告若しくは物件の提出若しくは提示（以下「報告等」という。）をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示（以下「虚偽報告等」という。）をし、又は法<u>第13条第1項の規定</u>による質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>(2) 正当な理由なく、法第14条第1項（法第30条の3において準用する場合<u>及び</u>政令附則第6条第1項の規定により読み替えて法の規定を適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による命令に対して、報告等をせず、若しくは虚偽報告等をし、法第14条第1項の規定による質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>(3) 法第23条第2項若しくは第4項の規定</p>

により支給認定証の提出を求められ、法第 24条第2項の規定により支給認定証の返 還を <u>求められ、又は法第30条の18第2</u> <u>項の規定により乳児等支援支給認定証の返</u> <u>還を</u> 求められて、これらに応じない者	により支給認定証の提出を求められ、 <u>又は</u> 法第24条第2項の規定により支給認定証 の返還を求められて、これらに応じない者
--	---

<令和8年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第35号	所 管	市場管理課
件 名	尼崎市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1 改正理由	<p>地方卸売市場を開設・運営するにあたり、「卸売市場の業務の方法」等に関する事項を定めた業務規程（条例）を策定し、都道府県知事から認定を受ける必要がある。</p> <p>この度、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和7年法律第69号）の制定に伴い、飲食料品等の持続的な供給を図るため、「卸売市場の業務の方法」として業務規程（条例）に規定すべき事項が追加されたことから、所要の整備を行うもの。</p>				
2 主な改正内容	<p>「卸売市場の業務の方法」として、次に掲げる事項をインターネット等により公表することを業務規程（条例）に追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 尼崎市公設地方卸売市場における取扱品目のうち、農林水産大臣が指定した飲食料品等（以下「指定飲食料品等」という。） (2) 公表された指定飲食料品等の持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標 (3) 飲食料品等事業者等の取引における努力義務 				
3 施行期日	<p>令和8年4月1日又は卸売市場法（昭和46年法律第35号）第14条において読み替えて準用する同法第6条第1項の規定により市が兵庫県知事の認定を受けた日のいずれか遅い日</p>				

尼崎市公設地方卸売市場業務条例

改正後	現 行
<p>目次</p> <p>第3章 売買取引及び決済の<u>方法等</u>（第28条－<u>第39条の2</u>）</p> <p>第3章 売買取引及び決済の<u>方法等</u> <u>(食品等持続的供給法に係る公表)</u></p> <p><u>第39条の2 市長は、別に定めるところにより、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</u></p> <p>(1) <u>第4条の市場の取扱品目に食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。) 第42条第1項に規定する指定飲食料品等(以下「指定飲食料品等」という。)の全部又は一部が含まれる場合にあっては、その含まれる指定飲食料品等(市場において取扱予定のないものを除く。以下この号において同じ。)及び当該指定飲食料品等に係る同項第1号に規定する指標</u></p> <p>(2) <u>食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容</u></p>	<p>目次</p> <p>第3章 売買取引及び決済の<u>方法</u>（第28条－<u>第39条</u>）</p> <p>第3章 売買取引及び決済の<u>方法</u></p>

<令和8年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第36号	所 管	生活安全課
件 名	尼崎市犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1 改正理由	<p>本市は、平成27年に尼崎市犯罪被害者等支援条例を制定し、これまで犯罪被害者等への支援を行ってきたが、条例制定後10年が経過する中で、国において、犯罪被害者等給付金の引上げが行われ、県において、見舞金制度が創設されたほか、県内他市町においても見舞金の引上げを行うなど、支援制度の充実が図られていることや犯罪被害者等の求める支援内容も変化していることを踏まえ、本市における支援内容の充実を図るため、所要の整備を行うもの。</p>				
2 主な改正内容	<p>(1) 性犯罪被害見舞金の新設 性犯罪被害の相談件数が増加している状況を踏まえ、重傷病に至らない性犯罪被害者も支援対象とする新たな見舞金制度を創設する。</p> <p>(2) 行政手続等の弁護士等への委任費用助成の新設 犯罪被害者等にとって被害直後の精神的な負担がある状況下での各種行政手続への支援を強化するため、新たに弁護士等への委任に要する費用助成制度を創設する。</p> <p>(3) 遺体搬送費用助成の新設 犯罪被害者の遺体搬送費用は、警察が公費で負担する制度があるが、各都道府県警察の公費負担額に差異があり、遺族に費用負担が生じる場合があることから、本市の地理的特性も考慮し、新たに遺体搬送費用を助成する制度を創設する。</p>				
3 施行期日	令和8年4月1日				

尼崎市犯罪被害者等支援条例

改正後	現 行
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、 <u>それぞれ</u> 当該各号に定めるところによる。 (3) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある <u>日本船舶若しくは日本航空機内において行われた行為で人の生命又は身体を害する罪</u> <u>その他市長が別に定める罪に当たるもの</u> <u>(刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。</u> (4) 性犯罪行為 犯罪行為のうち、刑法第177条の罪その他市長が別に定める罪に係るものをいう。 (5) 犯罪被害 次のいずれかに該当するものをいう。 ア 犯罪行為により死亡したこと。 イ 犯罪行為による心身の被害を原因として死亡したこと。 ウ 性犯罪行為以外の犯罪行為により重傷病（療養に1月以上の期間を要する傷害又は疾病をいう。以下同じ。）が生じたこと。 エ 性犯罪行為以外の犯罪行為による心身の被害を原因として重傷病が生じたこと。 オ 性犯罪行為により心身に被害が生じたこと（ア又はイのいずれかに該当するものを除く。）。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (3) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第1項に規定する犯罪行為をいう。 (4) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病（療養に1月以上の期間を要する傷害又は疾病をいう。以下同じ。）をいい、犯罪行為による心身の故障であってその後の死亡又は重症病の原因となり得るものも含む。
(6) 略	(5) 略
(7) 略	(6) 略

<p>(基本理念)</p> <p>第3条 全ての犯罪被害者等は、個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい待遇を受ける権利を有することを基本として、犯罪被害者等に対する支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、途切れることなく、犯罪被害者等の被害の状況及び原因、犯罪等による被害が日常生活に及ぼした影響その他の事情に応じて適切に行われるとともに、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害することなく、かつ、犯罪被害者等に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われなければならない。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第4条</p> <p><u>2 市は、犯罪被害者等の負担の軽減等を図るための総合相談窓口を設置するものとする。</u></p> <p>(見舞金の支給)</p> <p>第7条 市長は、犯罪被害者等（犯罪被害を受けた者及びその遺族で、<u>その</u>犯罪被害に係る犯罪行為が行われた時において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により市の住民基本台帳に記録されていたものに限る。以下「特定犯罪被害者等」という。）に対し、この条例の定めるところにより、<u>市長が別に定める額の遺族見舞金、重傷病見舞金又は性犯罪被害見舞金</u>（以下これらを「見舞金」という。）を一時金として支給するものとする。</p> <p>(見舞金の支給を受けることができる者)</p> <p>第8条 <u>前条の規定による見舞金の支給</u>（以下「見舞金の支給」という。）を受けることができる者は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、<u>当該各号</u>に定める者とする。</p> <p>(1) 遺族見舞金 特定犯罪死亡者（特定犯罪被害者等で、<u>犯罪被害のうち第2条第5号ア又はイのいずれかに該当するものを受けたものを</u>いう。以下同じ。）の第1順位遺族</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 犯罪被害者等に対する支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、途切れることなく、犯罪被害者等の被害の状況及び原因、犯罪等による被害が日常生活に及ぼした影響その他の事情に応じて適切に行われるとともに、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害することなく、かつ、犯罪被害者等に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われなければならない。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第4条</p> <p>(見舞金の支給)</p> <p>第7条 市長は、犯罪被害者等（犯罪被害を受けた者及びその遺族で、<u>当該</u>犯罪被害に係る犯罪行為が行われた時において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により市の住民基本台帳に記録されていたものに限る。以下「特定犯罪被害者等」という。）に対し、この条例の定めるところにより、<u>規則で定める額の遺族見舞金又は重症病見舞金</u>（以下「見舞金」という。）を一時金として支給するものとする。</p> <p>(見舞金の支給を受けることができる者)</p> <p>第8条 <u>見舞金の支給</u>を受けることができる者は、<u>次に掲げる</u>見舞金の区分に応じ、<u>当該号</u>に定める者とする。</p> <p>(1) 遺族見舞金 特定犯罪死亡者（特定犯罪被害者等のうち犯罪行為により死亡したもののをいう。以下同じ。）の第1順位遺族（次条第3項の規定により第1順位とされた遺</p>
---	--

<p>(次条第3項の規定により第1順位とされた遺族をいう。)</p> <p>(2) 重傷病見舞金 特定犯罪被害者等で、犯罪被害のうち第2条第5号ウ又はエのいずれかに該当するものを受けたもの</p> <p>(3) 性犯罪被害見舞金 特定犯罪被害者等で、犯罪被害のうち第2条第5号才に該当するものを受けたもの</p> <p>(遺族の範囲等)</p>	<p>族をいう。)</p> <p>(2) 重症病見舞金 特定犯罪被害者等のうち犯罪行為により重症病が生じたもの</p>
<p>第9条</p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>第9条</p>
<p><u>5 略</u></p> <p>(見舞金の支給申請)</p> <p>第10条 見舞金の支給を受けようとする者は、<u>市長が別に定めるところにより</u>、市長に申請しなければならない。</p> <p>(見舞金の支給制限)</p>	<p><u>5 特定犯罪死亡者 (第7条の規定による重症病見舞金の支給を受けた者で当該支給に係る犯罪行為が発生した日から1年を経過した日以後に当該犯罪行為に起因して死亡したものに限る。) に係る第1項各号に掲げる者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。</u></p> <p><u>6 略</u></p> <p>(見舞金の支給申請)</p>
<p>第11条 略</p> <p>(1) 特定犯罪被害者等がその犯罪被害に係る犯罪行為を誘発したときその他当該犯罪被害の発生につき<u>その責めに帰すべき行為があつたとき</u>。</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、特定犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、<u>見舞金の支給をすることが社会通念上適切でない場合として市長が別に定める場合に該当するとき</u>。</p> <p><u>(家事又は育児に関する支援)</u></p>	<p>第11条 略</p> <p>(1) 特定犯罪被害者等がその犯罪被害に係る犯罪行為を誘発したときその他当該犯罪被害の発生につき<u>当該特定犯罪被害者等にもその責に帰すべき行為があつたとき</u>。</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、特定犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、<u>見舞金を支給することが社会通念上適切でない場合として規則で定める場合に該当するとき</u>。</p> <p><u>(日常生活の支援)</u></p>
<p>第13条 市は、見舞金の支給を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)でその犯罪被害により十分に家事又は育児を行うことが困難になったもの(市長が別に定める</p>	<p>第13条 市は、第7条の規定による見舞金の支給を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)で規則で定める要件を満たすものに対し、規則で定めるところにより、家</p>

<p><u>要件を満たす者に限る。)に対し、市長が別に定めるところにより、家事又は育児に関する援助に要する費用の助成その他の必要な支援を行うものとする。</u></p>	<p><u>事援助（衣類の洗濯、住居の掃除その他市長が別に定める日常生活上必要な行為に関する援助をいう。）、一時預かり保育（児童の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の監護を行う者をいう。以下同じ。）の傷病、保護者の育児に係る負担の軽減等のため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所その他これに準ずる施設において一時的に当該児童に対して行われる保育をいう。）に要する費用の一部の助成その他の必要な支援（以下「日常生活の支援」という。）を行うものとする。</u></p> <p><u>2 第10条の規定は、日常生活の支援を受けようとする者について準用する。この場合において、同条第2項中「の発生を知った日から2年を経過したとき又は犯罪被害が発生した日から7年」とあるのは、「が発生した日から1年」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>（日常生活の支援の中止等）</u></p>
<p><u>（削る）</u></p> <p><u>（居住安定に関する支援）</u></p> <p><u>第14条 市は、受給資格者でその犯罪被害により当該犯罪被害が発生した際に居住していた住居に居住し続けることが困難になったものの（市長が別に定める要件を満たす者に限る。）に対し、市長が別に定めるところにより、当該犯罪被害が発生した日以後に転居する場合におけるその転居後の住居に係る家賃又はその転居に要する費用の助成その他の必要な支援を行うものとする。</u></p> <p><u>（削る）</u></p>	<p><u>第14条 市長は、偽りその他不正の手段により日常生活の支援を受けた者があるときは、当該者に係る日常生活の支援を中止し、又は当該者に対し、日常生活の支援に要した費用の全部又は一部を支払わせることができる。</u></p> <p><u>（居住安定の支援）</u></p> <p><u>第15条 市は、受給資格者で犯罪被害により当該犯罪被害が発生した際に居住していた住居に居住し続けることが困難になったもの（規則で定める要件を満たす者に限る。）に対し、規則で定めるところにより、当該犯罪被害が発生した日以後に転居した場合におけるその転居後の住居に係る家賃又はその転居に要した費用の一部の助成その他の必要な支援（以下「居住安定の支援」という。）を行うものとする。</u></p> <p><u>2 第10条の規定は居住安定の支援を受けようとする者について、前条の規定は居住安定の支援について準用する。この場合において、</u></p>

	<p><u>第10条第2項中「の発生を知った日から2年を経過したとき又は犯罪被害が発生した日から7年」とあるのは、「が発生した日から1年」と読み替えるものとする。</u></p>
<u>(行政手続等に関する支援)</u>	
<u>第15条 市は、受給資格者でその犯罪被害により行政手続等を行う必要が生じたもの（市長が別に定める要件を満たす者に限る。）に対し、市長が別に定めるところにより、その行政手続等を弁護士等に委任するために要する費用の助成その他の必要な支援を行うものとする。</u>	
<u>(遺体の搬送に関する支援)</u>	
<u>第16条 市は、受給資格者（第8条第1号に定める者に限る。）でその特定犯罪死亡者の遺体を搬送する必要が生じたもの（市長が別に定める要件を満たす者に限る。）に対し、市長が別に定めるところにより、その搬送に要する費用の助成その他の必要な支援を行うものとする。</u>	
<u>(助成等支援の申請)</u>	
<u>第17条 第13条から前条までの規定による費用の助成その他の必要な支援（以下「助成等支援」という。）を受けようとする受給資格者は、市長が別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。</u>	
<u>2 前項の規定による申請は、犯罪被害が発生した日から1年を経過したときは、することができない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。</u>	
<u>(助成等支援の中止等)</u>	
<u>第18条 市長は、偽りその他不正の手段により助成等支援を受けた者があるときは、その受けた助成等支援を中止し、又は当該者に対し、その助成した費用の全部若しくは一部を返還させ、若しくは当該助成等支援（費用の助成を除く。）に要した費用の全部若しくは一部を支払わせることができる。</u>	

<p>(市民等の理解の推進)</p> <p><u>第19条</u> 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮その他<u>犯罪被害者等</u>に対する支援の重要性等について市民等の理解を深めるため、講演会の開催等を通じた犯罪被害者等に対する支援に関する啓発その他の必要な施策を実施するものとする。</p> <p><u>第20条</u> 略 (委任)</p> <p><u>第21条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、<u>市長が定める</u>。</p>	<p>(市民等の理解の推進)</p> <p><u>第16条</u> 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮その他<u>犯罪被害者</u>に対する支援の重要性等について市民等の理解を深めるため、講演会の開催等を通じた犯罪被害者等に対する支援に関する啓発その他の必要な施策を実施するものとする。</p> <p><u>第17条</u> 略 (委任)</p> <p><u>第18条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、<u>規則で定める</u>。</p>
--	---

<令和8年2月定例会>

種別	条例	番号	議案第37号	所管	都市計画課
件名	尼崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1 改正理由					
	駐車場法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第43号）の制定により、特定用途（自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で政令で定めるもの）に共同住宅が追加された。				
	本条例においては、建築物の用途を区分し、その規模に応じて駐車施設の附置義務を課す中で、住宅については対象としていないため、従前と同じ附置義務の内容となるよう、所要の整備を行うもの。				
2 改正内容					
	第2条の用語の定義中、「特定用途」に「共同住宅」が含まれない旨を規定する。				
3 施行期日					
	令和8年4月1日				

尼崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例

改正後	現 行
(定義) 第2条 略 (7) 特定部分 建築物のうち法第20条第1項に規定する特定用途 <u>(共同住宅を除く。次号において同じ。)</u> に供する部分をいう。	(定義) 第2条 略 (7) 特定部分 建築物のうち法第20条第1項に規定する特定用途に供する部分をいう。

<令和8年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第38号	所 管	建築指導課					
件 名	尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について									
内 容										
1 改正理由										
<p>老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号）の制定により、マンションの建替え等を推進することを目的として、マンションの建替え等の円滑化に関する法律が改正されたことに伴い、所要の整備を行う。</p> <p>また、建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第310号）の施行により、政令からの引用部分に項ずれが生じることから、所要の整備を行う。</p>										
2 改正内容										
<p>(1) マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴うもの</p> <p>ア 本条例において引用している法律の題名を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」から「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改める。</p> <p>イ 要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率に関する特例の許可について、申請対象及び特例の内容が拡充されたこと等により、別表第5第1項の規定の整備を行う。</p> <p>(2) 建築基準法施行令の改正に伴うもの</p> <p>別表第1第52項の規定中、政令からの引用部分についての項ずれを改める。</p>										
3 施行期日										
令和8年4月1日										
ただし、2(2)の改正については、公布の日										

尼崎市建築物等関係事務手数料条例

改正後	現 行
(手数料を徴収する事務及び手数料の額)	(手数料を徴収する事務及び手数料の額)
第2条 略 (6) <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u> （平成14年法律第78号）の規定に基づく事務で別表第5に掲げるもの 同表に定める額	第2条 略 (6) <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u> （平成14年法律第78号）の規定に基づく事務で別表第5に掲げるもの 同表に定める額
別表第1 5 2 建築基準法施行令第137条の12第1項又は第12項の規定に基づく既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替の認定の申請に対する審査 1件につき27,000円	別表第1 5 2 建築基準法施行令第137条の12第6項又は第7項の規定に基づく既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替の認定の申請に対する審査 1件につき27,000円
別表第5 1 <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u> 第163条の59第1項の規定に基づく <u>要除却等認定</u> マンションに係るマンションの建替えにより新たに建築されるマンション又は <u>要除却等認定</u> マンションに係るマンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき160,000円	別表第5 1 <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u> 第105条第1項の規定に基づく <u>要除却認定</u> マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率に関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき160,000円

<令和8年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第39号	所 管	予防課				
件 名	尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例について								
内 容									
1 改正理由									
<p>近年、浴場等の建物内に設置されているサウナとは異なり、屋外等のテントやバレル（木樽）に放熱設備（サウナストーブ）を設置する事例が全国で増加していることを受け、消防庁において「可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会」が開催された。</p> <p>また、令和6年1月1日に発生した輪島市大規模火災を受け、「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」が開催された。</p> <p>両検討会で取りまとめられた報告書を踏まえ、消防庁が示す火災予防条例（例）が改正されたことに伴い、所要の整備を行うもの。</p>									
2 改正内容									
<p>(1) サウナ設備の位置、構造及び管理の基準や設置の届出に関する規定について、現行のサウナ設備を「一般サウナ設備」と規定し、屋外等のテントやバレル（木樽）に放熱設備（サウナストーブ）を設置したサウナ設備を「簡易サウナ設備」と規定する。</p> <p>(2) 住宅における火災予防を推進するため、市が実施に努める施策に、「感震ブレーカー」の普及促進を追加する。</p>									
3 施行期日									
令和8年3月31日									
ただし、2(2)は公布の日									

尼崎市火災予防条例

改正後	現 行
<p><u>(簡易サウナ設備)</u></p> <p><u>第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下であり、かつ、まき又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p>(1) <u>火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として離隔距離基準により得られる数値以上の距離を保つこと。</u></p> <p>(2) <u>簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、まきを熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用することができる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。</u></p> <p><u>（一般サウナ設備）</u></p> <p><u>第7条の3 一般サウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備で簡易サウナ設備以外のものをいう。以下同じ。）には、その温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けなければならない。</u></p>	
	<p><u>(サウナ設備)</u></p> <p><u>第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p>(1) <u>火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の</u></p>

<p><u>らない。</u></p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>一般サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）及び前条第1項第1号の規定を準用する。 (住宅における火災の予防の推進)</p> <p>第30条の7 略 (1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、<u>感震ブレーカー</u>その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進 (火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第55条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち<u>次の各号のいずれかに該当するもの</u>を設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。 (6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。） (7) 一般サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）</p>	<p><u>物品から火災予防上安全な距離として離隔距離基準により得られる数値以上の距離を保つこと。</u></p> <p>(2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。 (住宅における火災の予防の推進)</p> <p>第30条の7 略 (1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器<u>その他の</u>物品、機械器具及び設備の普及の促進 (火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第55条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、<u>次の各号に掲げる</u>ものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。 (7) <u>サウナ設備</u>（個人の住居に設けるものを除く。）</p>
--	---

<令和8年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第40号	所 管	庁舎管理課
件 名	工事請負契約の変更について（本庁舎北館受変電設備改修工事）				
内 容					
1	変更理由	<p>「尼崎市工事請負契約約款第26条第1項（いわゆる全体スライド条項）に基づく、賃金等の変動による契約金額の変更についての請求」及び「関西電力送配電株式会社の電気供給設備工事費負担金の精算通知」を受けたため、相手方との協議を経て、契約金額の増額を行うとともに、本庁舎の停電を伴う作業日を確保するため、工期の延長を行うもの。</p>			
2	契約の相手方	<p>尼崎市武庫之荘6丁目24番16号 不二電気工事株式会社 代表取締役 藤田 勝彦</p>			
3	契約金額（金額は消費税等相当額10%を含む。）	<p>議決契約 458,700,000円 変更契約（3回目） 547,008,000円（対議決契約+19.3%） 増額 88,308,000円 【参考：変更契約（1回目）と変更契約（2回目）の契約金額】 変更契約（1回目） 481,580,000円（対議決契約+5.0%）※ 変更契約（2回目） 496,980,000円（対議決契約+8.3%）※ ※ 地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定された事項の専決処分により、変更契約を締結</p>			
4	契約工期	<p>議決契約 令和5年9月25日から令和8年3月20日まで 変更後 令和5年9月25日から令和8年3月30日まで 延長 10日間</p>			

<令和8年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第41号	所 管	コンプライアンス推進課
件 名	包括外部監査契約の締結について				
内 容					
1 契約の目的	包括外部監査契約に基づく監査の実施及び監査結果に関する報告を受けること。				
2 包括外部監査人として契約を締結する者	大阪市西淀川区姫里3丁目11番30号 公認会計士 池田 学				
3 契約の内容	(1) 契約の期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで (2) 契約の金額 10,000,000円を上限とする額 (3) 契約の方法 隨意契約				
4 主な選定理由	(1) 昨年度及び今年度の包括外部監査において、監査の取組や、包括外部監査結果報告書を見るに、包括外部監査制度及び本市の行政課題等への理解度も高く、有効な監査に努める姿勢が見受けられる。 (2) 令和8年度の包括外部監査に対しても意欲的であり、本市における監査実績を踏まえ、より効率的・効果的な監査の実施が期待できる。				

<令和8年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第42号	所 管	高齢介護課
件 名	指定管理者の指定について（総合老人福祉センター）				
内 容					
1 施設名及び所在地					
	総合老人福祉センター				
	尼崎市東難波町4丁目9番25号				
2 指定管理者					
	尼崎市南武庫之荘3丁目24番5号				
	社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会				
	理事長 松原 一郎				
3 指定期間					
	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）				
4 指定理由					
	本施設は、北難波保育所跡地への移転建替えを行う方針であり、それに向けては、利用者及び関係者への丁寧な説明や新施設供用開始に向けた各種準備を適切に実施する必要がある。				
	そのため、指定管理者には、実務面も含めた現状の施設運営に関する深い知見とあわせて、利用者等との信頼関係に基づいた対応が求められるところ、現指定管理者である社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会においては、本施設の運営に係る幅広い知識やノウハウを十分に有していることに加え、これまで利用者等と良好な信頼関係を築いており、最も適した事業者であると判断できることから、引き続き同協議会を非公募で指定するもの。				

<令和8年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第43号	所 管	児童相談所設置準備担当
件 名	児童自立支援施設に係る事務の委託に関する協議について				
内 容					
1 提案理由	<p>児童福祉法等の規定により、児童相談所設置市は児童自立支援施設を設置する必要があるとされているところ、地方自治法において、協議により規約を定めた上で、他の地方公共団体へ事務を委託し、管理及び執行させることができる旨が規定されていることから、児童自立支援施設における児童に対する指導や援助等を兵庫県（兵庫県立明石学園）に委託する。</p> <p>そのため、兵庫県と規約の締結に向けた協議を行う必要が生じたことから、地方自治法第252条の14第3項の規定により、議決を求めるもの。</p>				
2 主な協議内容	<p>(1) 委託事務の範囲 児童自立支援施設において行う児童に対する指導等及び当該施設を退所した者に対する相談、その他の援助に係る事務</p> <p>(2) 管理及び執行の方法 兵庫県の条例、規則その他の規程の定めるところによる。</p> <p>(3) 経費の負担 本市の負担とする。</p>				
3 規約の施行期日	令和8年4月1日				

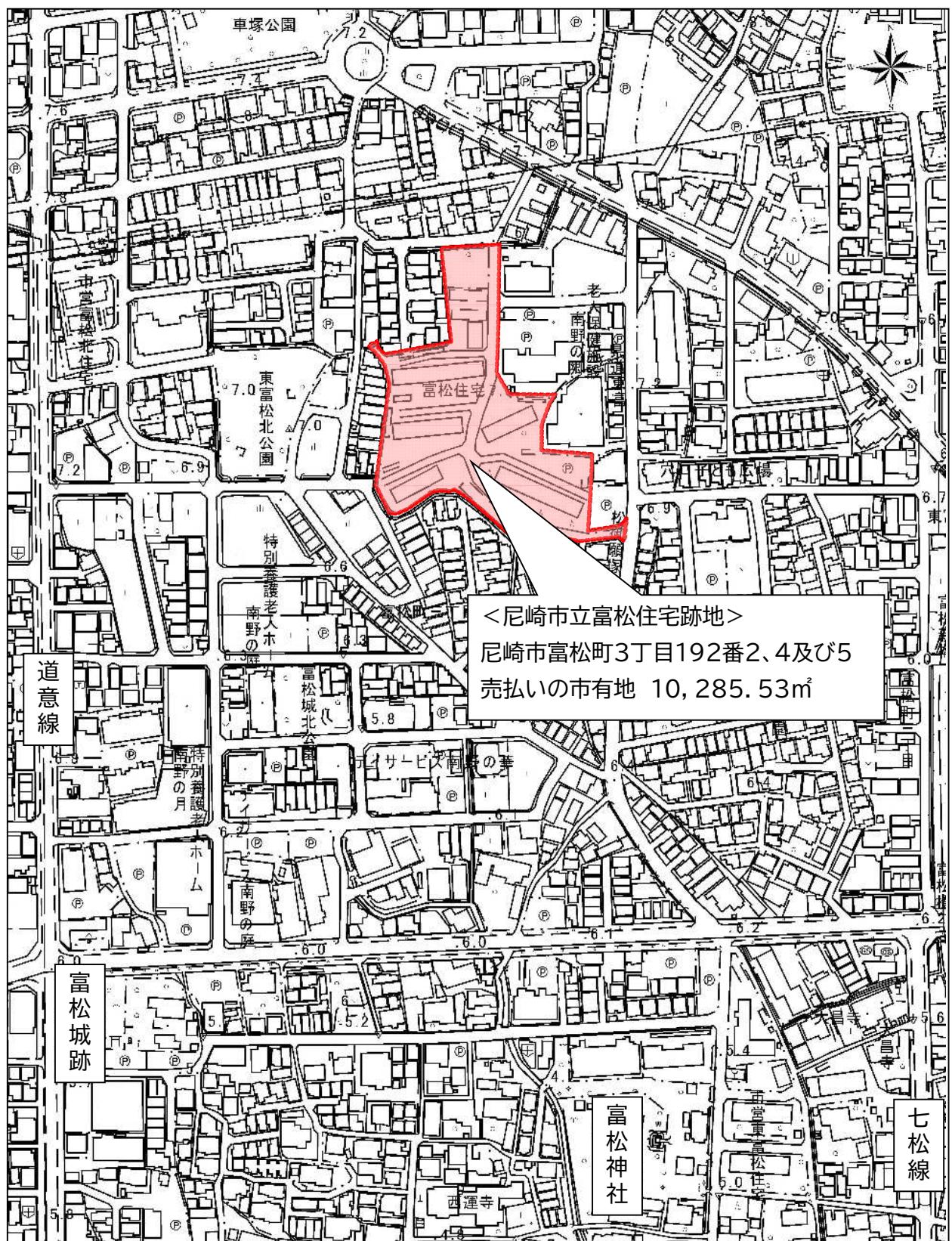
<令和8年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第44号	所 管	交通戦略推進担当									
件 名	株式の譲渡について													
内 容														
1 譲渡の目的等														
<p>阪神バス株式会社が運行している路線と尼崎交通事業振興株式会社が運行している路線の一体的な運用により、バス運行の効率化を進め、公共交通の維持を図るため、本市と阪神バス株式会社との間で締結した「尼崎交通事業振興株式会社の株式に関する覚書」において、本市が保有する尼崎交通事業振興株式会社の全ての株式については、阪神バス株式会社に対し売却により譲渡することとしている。</p> <p>この度、阪神バス株式会社から、本市が保有する株式を段階的に買い受けたい旨の申請があり、当該覚書に基づき、本市が保有する株式の一部を譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議決を求めるもの。</p>														
2 譲渡する株式	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th><th>品 名</th><th>数 量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有価証券</td><td>尼崎交通事業振興株式会社株式</td><td>59株</td></tr> </tbody> </table>					種 類	品 名	数 量	有価証券	尼崎交通事業振興株式会社株式	59株			
種 類	品 名	数 量												
有価証券	尼崎交通事業振興株式会社株式	59株												
3 譲渡の相手方	<p>尼崎市大庄川田町108番地の1 阪神バス株式会社 代表取締役社長 城島 和弘</p>													
4 譲渡価格	199,978,022円													
5 参考（株式の保有状況）	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>尼崎市</th><th>阪神バス株式会社</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>譲渡前</td><td>140株</td><td>24株</td></tr> <tr> <td>譲渡後</td><td>81株</td><td>83株</td></tr> </tbody> </table>						尼崎市	阪神バス株式会社	譲渡前	140株	24株	譲渡後	81株	83株
	尼崎市	阪神バス株式会社												
譲渡前	140株	24株												
譲渡後	81株	83株												

<令和8年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第45号	所 管	住宅政策課															
件 名	市有地の売払いについて																			
内 容																				
1	売払いの目的	尼崎市立富松住宅跡地を住宅開発用地として活用するため																		
2	市有地の所在地、地目及び面積	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所在地番</th><th>地 目</th><th>面 積</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>尼崎市富松町3丁目192番2</td><td>宅 地</td><td>10, 234. 50 m²</td></tr> <tr> <td>尼崎市富松町3丁目192番4</td><td>宅 地</td><td>12. 63 m²</td></tr> <tr> <td>尼崎市富松町3丁目192番5</td><td>用悪水路</td><td>38. 40 m²</td></tr> <tr> <td>計</td><td></td><td>10, 285. 53 m²</td></tr> </tbody> </table>				所在地番	地 目	面 積	尼崎市富松町3丁目192番2	宅 地	10, 234. 50 m ²	尼崎市富松町3丁目192番4	宅 地	12. 63 m ²	尼崎市富松町3丁目192番5	用悪水路	38. 40 m ²	計		10, 285. 53 m ²
所在地番	地 目	面 積																		
尼崎市富松町3丁目192番2	宅 地	10, 234. 50 m ²																		
尼崎市富松町3丁目192番4	宅 地	12. 63 m ²																		
尼崎市富松町3丁目192番5	用悪水路	38. 40 m ²																		
計		10, 285. 53 m ²																		
3	売払いの金額	780, 000, 000円																		
4	売払いの相手方	岸和田市土生町1丁目4番23号 フジ住宅株式会社 代表取締役 宮脇 宣綱																		
5	選定方法	売却基準価格を設定し、提案内容及び価格を総合的に評価する、公募型プロポーザル方式により実施した。																		
(1)	売却基準価格	760, 000, 000円																		
(2)	選定	富松住宅跡地活用事業者選定委員会による書類及びプレゼンテーション審査を経て、優先交渉権者を選定した。																		

別図



<令和8年2月定例会>

種別	その他	番号	議案第46号	所管	住宅管理担当					
件名	訴えの提起について（建物明渡し等請求事件及び保証債務履行請求事件）									
内 容										
1 提起理由										
(1) 市営住宅における家賃の長期滞納により賃貸借契約を解除した者等に対して、滞納家賃の支払及び入居する市営住宅の明渡しとともに損害賠償金の支払を求めるもの。 (2) 市営住宅を不法に占有している者に対して、市営住宅の明渡しとともに損害賠償金の支払を求めるもの。 (3) 市営住宅の賃貸借契約を解除した者等の連帯保証人に対して、滞納家賃及び損害賠償金に相当する金額の支払を求めるもの。										
2 被告等										
(1) 住宅家賃滞納者	※滞納金額等は令和7年12月1日時点の数値									
名義人	滞納金額等	状況								
個人A	847,800円 (17月)	訴状の送達をもって賃貸借契約解除予定								
個人B	606,500円 (19月)	賃貸借契約解除済み								
個人C	1,813,820円 (38月)	賃貸借契約解除済み								
(2) 不法占有者										
不法占有者	名義人	状況								
個人D	個人C	通告書送達								
個人E	個人C	通告書送達								
(3) 連帯保証人										
連帯保証人	名義人	状況								
個人F	個人A	連帯保証債務履行通告書不送達								
個人G	個人B	連帯保証債務履行通告書送達								
個人D	個人Cの承継前の入居者	連帯保証債務履行通告書送達								